

鹿児島県 廃棄物処理計画



鹿児島県

令和3年3月

その2

- 第2章 廃棄物の現状，将来予測及び課題（p23～）
- 第3章 計画の基本的な考え方及び具体的目標（p56～）
- 第4章 施策の展開（p60～）
- 第5章 計画の推進（～p88）

(2) 業種別排出量

- 令和2年度における業種別排出量は、農業が5,889千トンで全体の72.1%を占めており、次いで製造業が1,072千トンで全体の13.1%、建設業が1,028千トンで全体の12.6%等となっています。

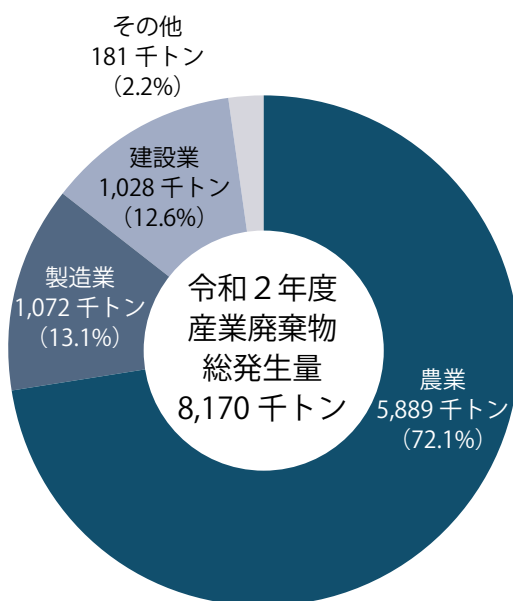


図 19 令和2年度産業廃棄物業種別排出量

表 19 産業廃棄物の業種別排出量

業種	排出量	割合 (%)
農業	5,889	72.1
林業	1.0	0.1 未満
漁業	0.4	0.1 未満
鉱業	0.02	0.1 未満
建設業	1,028	12.6
製造業	1,072	13.1
卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業	56	0.7
運輸・情報通信業	7	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1 未満
その他サービス業	37	0.4
医療業	16	0.2
水道業 (市町村機関)	60	0.7
合計	8,170	100.0
(建設業を除くもの)	7,142	-
(農業を除くもの)	2,280	-
(建設業・農業を除くもの)	1,253	-

(単位: 千トン)

(3) 種類別排出量

- 令和2年度における種類別排出量は、動物のふん尿が5,878千トンで全体の71.9%を占めており、次いでがれき類が674千トンで8.2%、汚泥が536千トンで6.6%等となっています。

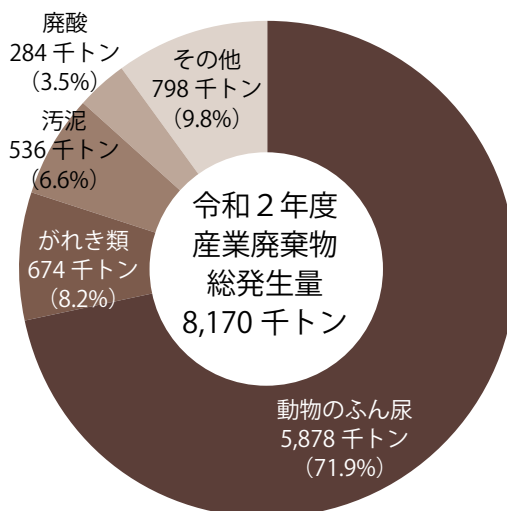


図20 令和2年度産業廃棄物種類別排出量

表20 産業廃棄物の種類別排出量

廃棄物の種類	排出量	割合 (%)
燃え殻	8	0.1
汚泥	536	6.6
廃油	53	0.6
廃酸	284	3.5
廃アルカリ	47	0.6
廃プラスチック類	118	1.4
紙くず	10	0.1
木くず	161	2.0
繊維くず	1	0.1 未満
動植物性残さ	123	1.5
ゴムくず	0	0.1 未満
金属くず	58	0.7
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	168	2.1
鉱さい	0	0.1 未満
がれき類	674	8.2
動物のふん尿	5,878	71.9
動物の死体	6	0.1
ばいじん	1	0.1 未満
動物系固形不要物	0	0.1 未満
その他の産業廃棄物	20	0.2
特別管理産業廃棄物	25	0.3
合計	8,170	100.0

(単位：千トン)

(4) 地域別排出量

① 地域別排出量 その1 (全体)

- 地域別排出量は、大隅地域が3,359千トンで41.1%と最も多く、北薩地域が1,243千トンで15.2%、鹿児島地域が1,149千トンで14.1%、南薩地域が959千トンで11.7%、始良・伊佐地域が943千トンで11.5%、奄美地域が343千トンで4.2%、熊毛地域が174千トンで2.1%となっています。

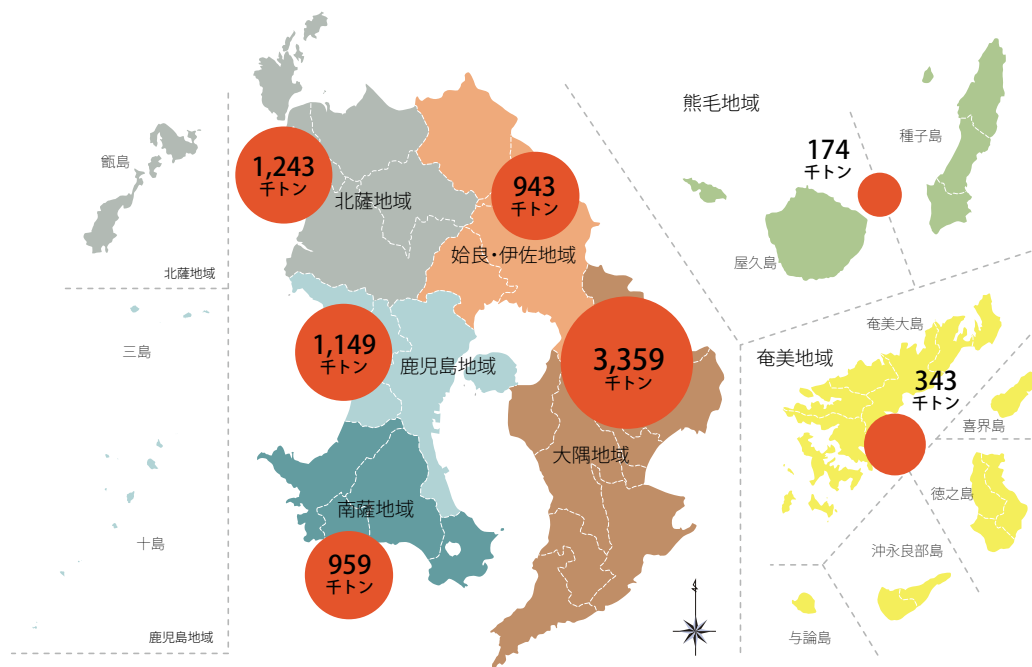


図 21 産業廃棄物の地域別排出量 (全体)

表 21 産業廃棄物の地域別排出量 (全体)

地域名	排出量	割合 (%)
鹿児島地域	1,149	14.1
南薩地域	959	11.7
北薩地域	1,243	15.2
始良・伊佐地域	943	11.5
大隅地域	3,359	41.1
熊毛地域	174	2.1
奄美地域	343	4.2
合計	8,170	100.0

(単位：千トン)

② 地域別排出量 その2（農業を除くもの）

- 農業を除く地域別排出量は、鹿児島地域が817千トンで35.8%と最も多く、北薩地域が466千トンで20.4%，大隅地域が403千トンで17.7%，始良・伊佐地域が263千トンで11.5%，南薩地域が182千トンで8.0%，奄美地域が107千トンで4.7%，熊毛地域が43千トンで1.9%となっています。

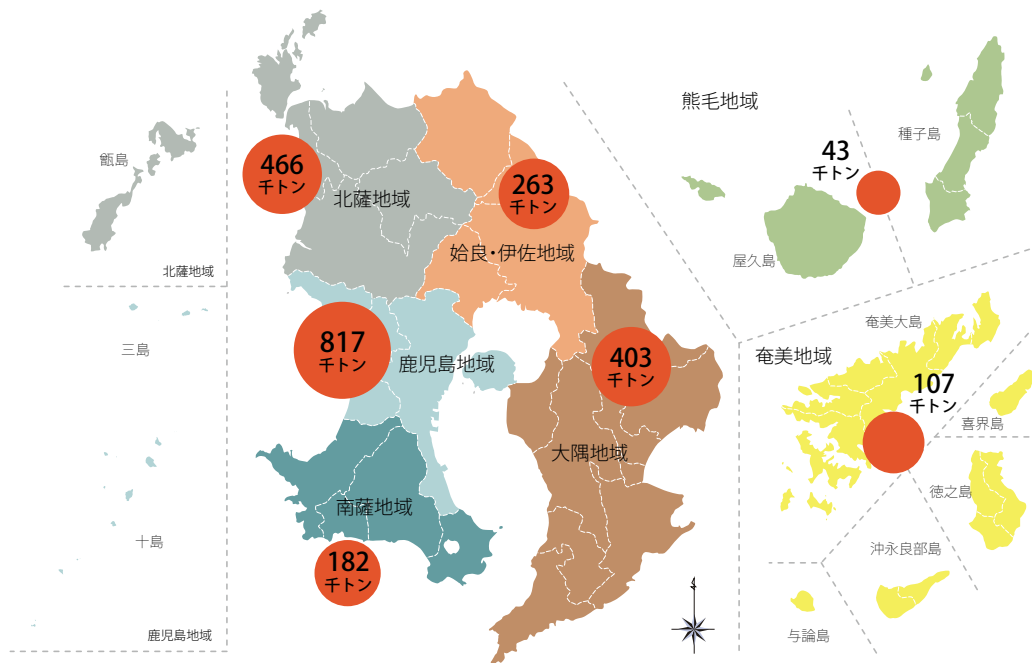


図 22 産業廃棄物の地域別排出量（農業を除くもの）

表 22 産業廃棄物の地域別排出量（農業を除くもの）

地域名	排出量	割合 (%)
鹿児島地域	817	35.8
南薩地域	182	8.0
北薩地域	466	20.4
始良・伊佐地域	263	11.5
大隅地域	403	17.7
熊毛地域	43	1.9
奄美地域	107	4.7
合計	2,280	100.0

(単位：千トン)

③ 地域別排出量 その3 (農業・建設業を除くもの)

- 農業・建設業を除く地域別排出量は、鹿児島地域が387千トンで30.9%と最も多く、北薩地域が314千トンで25.1%，大隅地域が259千トンで20.7%，始良・伊佐地域が145千トンで11.6%，南薩地域が114千トンで9.1%，奄美地域が23千トンで1.9%，熊毛地域が11千トンで0.9%となっています。

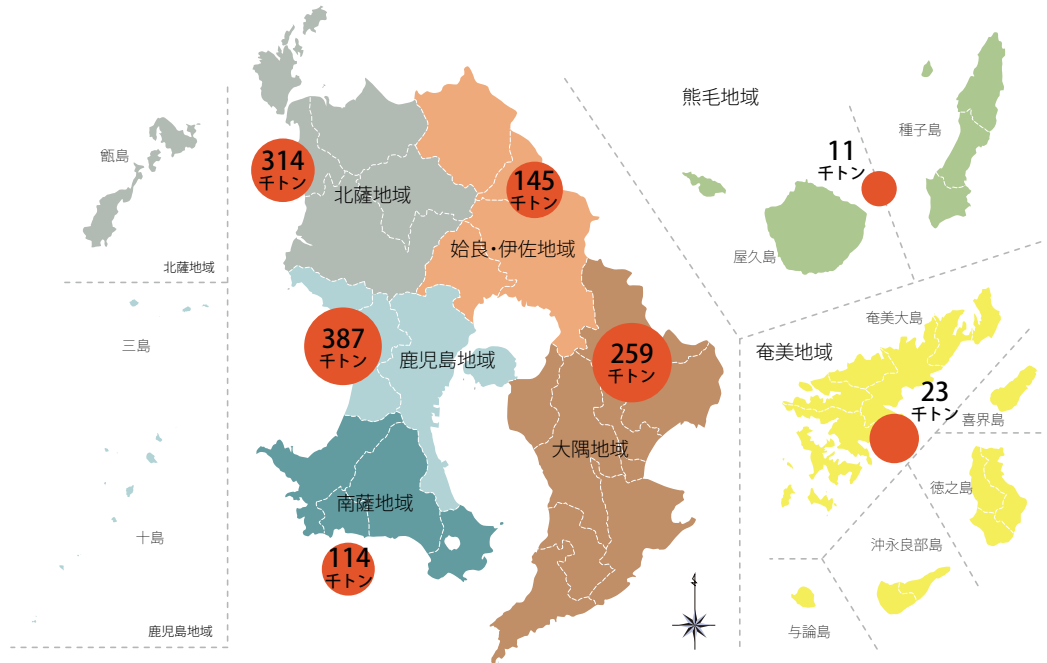


図 23 産業廃棄物の地域別排出量 (農業・建設業を除くもの)

表 23 産業廃棄物の地域別排出量 (農業・建設業を除くもの)

地域名	排出量	割合 (%)
鹿児島地域	387	30.9
南薩地域	114	9.1
北薩地域	314	25.1
始良・伊佐地域	145	11.6
大隅地域	259	20.7
熊毛地域	11	0.9
奄美地域	23	1.9
合計	1,253	100.0

(単位：千トン)

2 産業廃棄物の処理の状況

(1) 処理の概要

① 全体

- 令和2年度は、総排出量8,170千トンのうち、中間処理によって2,350千トン(28.8%)が減量化され、直接又は中間処理後、有効利用される量が5,733千トン(70.2%)、最終処分される量が86千トン(1.1%)となっています。

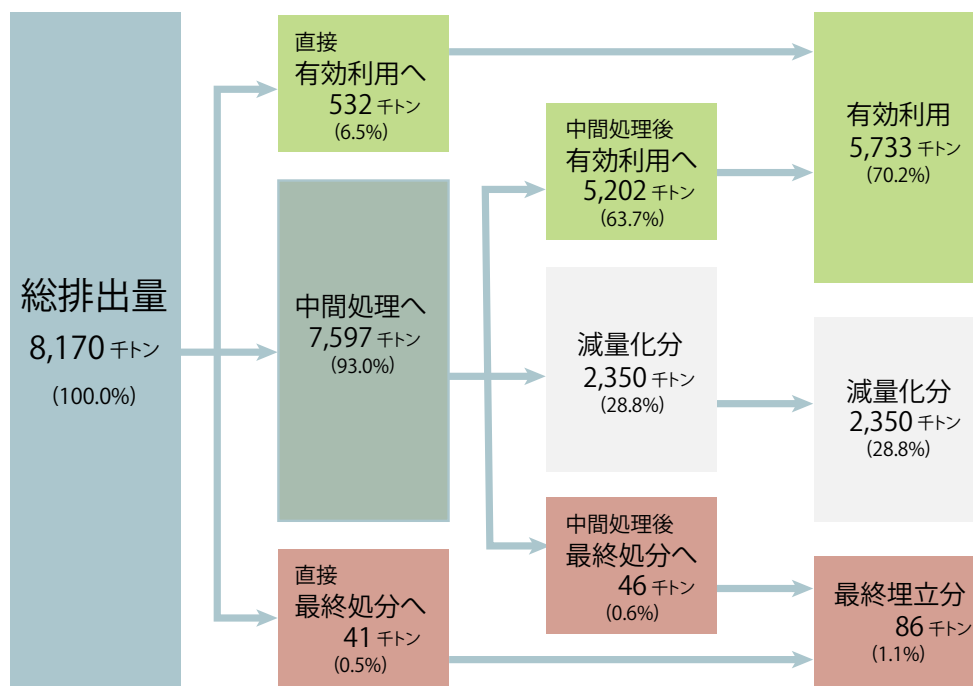


図 24 産業廃棄物の処理の概要（全体）

表 24 産業廃棄物の種類別処理の内訳（全体）

廃棄物の種類	排出量	処理の内訳		
		減量化分	有効利用量	最終処分
燃え殻	8	0	8	0
汚泥	536	456	69	11
廃油	53	28	25	1
廃酸	284	87	197	0
廃アルカリ	47	23	23	0
廃プラスチック類	118	23	69	26
紙くず	10	5	4	0
木くず	161	15	140	5
繊維くず	1	0	0	0
動植物性残さ	123	70	52	1
ゴムくず	0	0	0	0
金属くず	58	0	55	2
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	168	6	152	11
鋳さい	0	0	0	0
がれき類	674	4	648	21
動物のふん尿	5,878	1,610	4,268	0
動物の死体	6	3	3	0
ばいじん	1	1	1	0
動物系固形不要物	0	0	0	0
その他の産業廃棄物	20	1	15	4
特別管理産業廃棄物	25	19	3	3
合計	8,170	2,350	5,733	86

(単位：千トン)

② 農業を除くもの

- 令和2年度は、農業を除く総排出量2,280千トンのうち、中間処理によって738千トン（32.4%）が減量化され、直接又は中間処理後、有効利用される量が1,457千トン（63.9%）、最終処分される量が86千トン（3.8%）となっています。

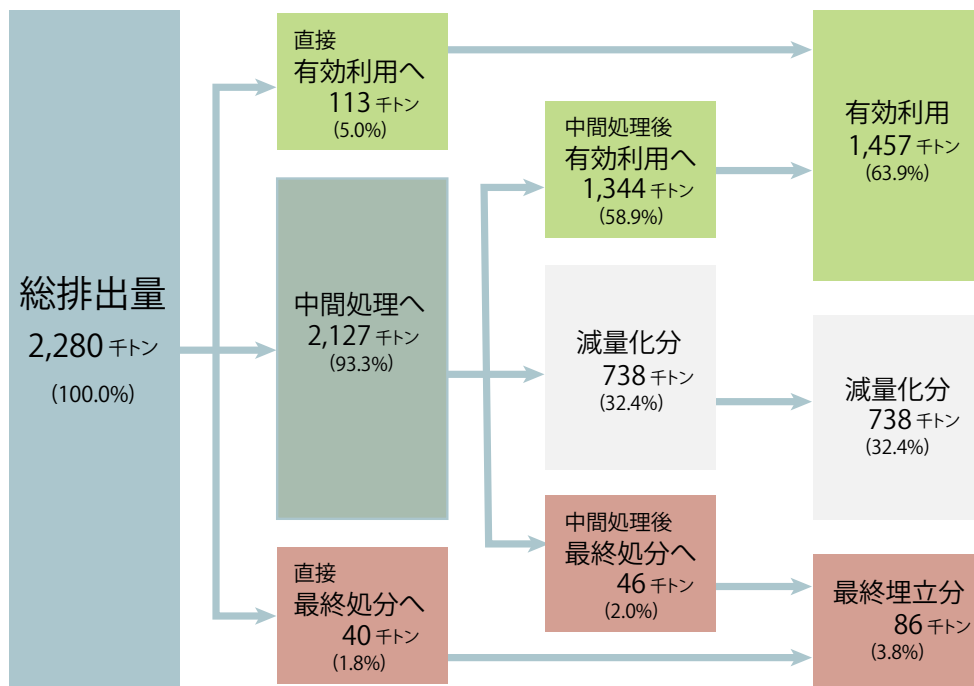


図 25 産業廃棄物の処理の概要（農業を除くもの）

表 25 産業廃棄物の種類別処理の内訳（農業を除くもの）

廃棄物の種類	排出量	処理の内訳		
		減量化分	有効利用量	最終処分
燃え殻	8	0	8	0
汚泥	536	456	69	11
廃油	53	28	25	1
廃酸	284	87	197	0
廃アルカリ	47	23	23	0
廃プラスチック類	113	23	64	25
紙くず	10	5	4	0
木くず	161	15	140	5
繊維くず	1	0	0	0
動植物性残さ	123	70	52	1
ゴムくず	0	0	0	0
金属くず	58	0	55	2
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	168	6	152	11
鋳さい	0	0	0	0
がれき類	674	4	648	21
ばいじん	1	1	1	0
動物系固形不要物	0	0	0	0
その他の産業廃棄物	20	1	15	4
特別管理産業廃棄物	25	19	3	3
合計	2,280	738	1,457	86

（単位：千トン）

③ 農業

○ 動物のふん尿

- 令和2年度の畜産農家から排出される動物のふん尿は、5,878千トンと推計され、そのうち3,993千トン（67.9%）が堆肥化され、1,313千トン（22.3%）が活性汚泥法等により浄化処理され、419千トン（7.1%）が直接農地還元されています。

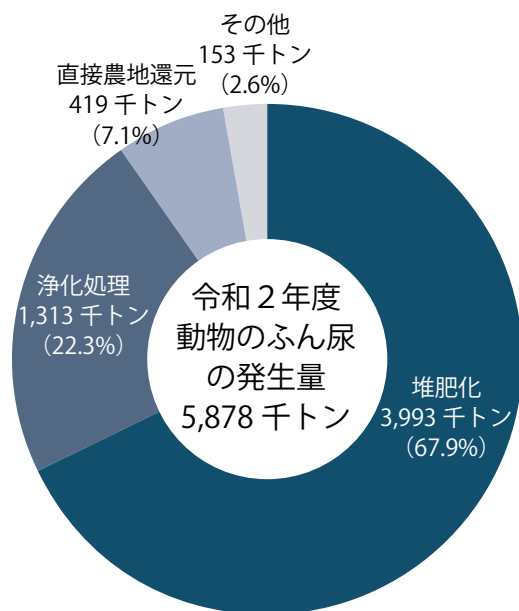


図 26 動物のふん尿の処理状況

○ 動物の死体

- 令和2年度の畜産農家から排出される動物の死体は、6千トンと推計され、牛、豚等の死体は「化製場等に関する法律」に基づき処理され、家畜伝染病の患畜の死体は「家畜伝染病予防法」に基づき処理されています。

○ 農業用廃プラスチック類

- 令和2年度の施設園芸等から排出される農業用廃プラスチック類は、6千トンと推計され、再生処理が5千トン、埋立処理等が0.5千トン等となっています。

(2) 中間処理の概要（農業を除くもの）

- 農業を除く排出量2,280千トンのうち、2,127千トン（93.3%）が中間処理されています。

① 種類別中間処理状況

- 種類別中間処理量は、がれき類が633千トンと最も多く、次いで汚泥が519千トン、廃酸が269千トンとなっています。

表 26 種類別中間処理状況（農業を除くもの）

廃棄物の種類	排出量	中間処理量	処理率 (%)	処理の内訳		
				減量化分	有効利用量	最終処分
燃え殻	8	8	96.9	0	8	0
汚泥	536	519	96.8	456	58	5
廃油	53	43	80.5	28	14	0
廃酸	284	269	94.6	87	181	1
廃アルカリ	47	43	92.4	23	20	0
廃プラスチック類	113	105	92.9	23	59	22
紙くず	10	8	83.0	5	2	0
木くず	161	155	96.6	15	137	3
繊維くず	1	1	97.6	0	0	0
動植物性残さ	123	103	83.5	70	33	0
ゴムくず	0	0	0.0	0	0	0
金属くず	58	44	77.0	0	43	2
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	168	158	93.9	6	149	3
鋳さい	0	0	1.2	0	0	0
がれき類	674	633	94.0	4	626	3
ばいじん	1	1	82.7	1	1	0
動物系固形不要物	0	0	0.0	0	0	0
その他の産業廃棄物	20	14	69.6	1	10	3
特別管理産業廃棄物	25	25	98.8	19	3	3
合計	2,280	2,127	93.3	738	1,344	46

（単位：千トン）

② 処理方法別中間処理状況

- 処理方法別中間処理量は、破碎が956千トンで45.0%を占め最も多く、次いで堆肥化が352千トンで16.5%、脱水が344千トンで16.2%等となっています。

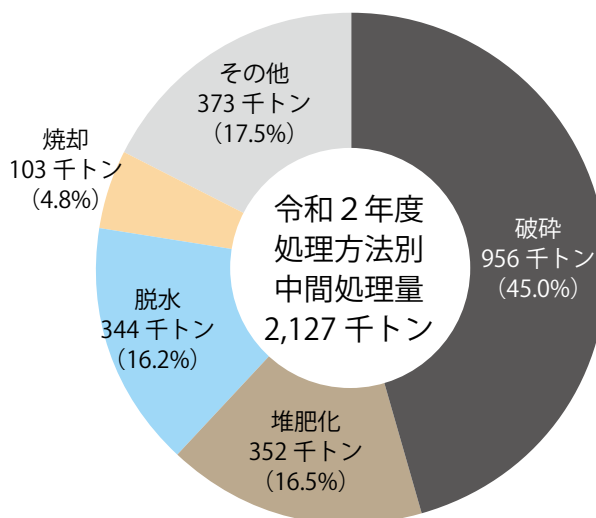


図 27 処理方法別中間処理状況

(3) 有効利用状況（農業を除くもの）

- 令和2年度は、農業を除く排出量2,280千トンのうち、1,457千トンが有効利用されており、リサイクル率は63.9%と推計されます。
- リサイクル率は、平成27年度と比較すると0.7ポイント増加しており、平成17年度以降は図28に示すとおり微増傾向にあります。

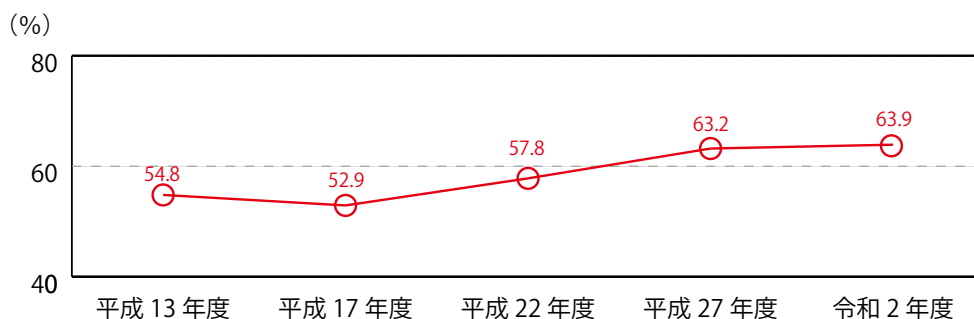


図28 産業廃棄物のリサイクル率の推移

① 種類別有効利用状況

- 種類別有効利用量は、がれき類が648千トン（リサイクル率96.2%）と最も多く、次いで廃酸が197千トン（同69.3%）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずが152千トン（同90.2%）、木くずが140千トン（同87.5%）等となっています。

表27 種類別有効利用状況（農業を除くもの）

廃棄物の種類	排出量	有効利用量	有効利用率 (%)
燃え殻	8	8	96.7
汚泥	536	69	12.8
廃油	53	25	46.8
廃酸	284	197	69.3
廃アルカリ	47	23	49.6
廃プラスチック類	113	64	57.1
紙くず	10	4	39.9
木くず	161	140	87.5
繊維くず	1	0	70.7
動植物性残さ	123	52	42.4
ゴムくず	0	0	0.0
金属くず	58	55	95.9
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	168	152	90.2
鉱さい	0	0	0.0
がれき類	674	648	96.2
ばいじん	1	1	41.5
その他の産業廃棄物	20	15	77.3
特別管理産業廃棄物	25	3	13.8
合計	2,280	1,457	63.9

(単位：千トン)

② 用途別有効利用状況

- 用途別有効利用量は、建設資材が748千トンで51.4%を占め最も多く、次いで堆肥が202千トンで13.9%、原材料が188千トンで12.9%等となっています。

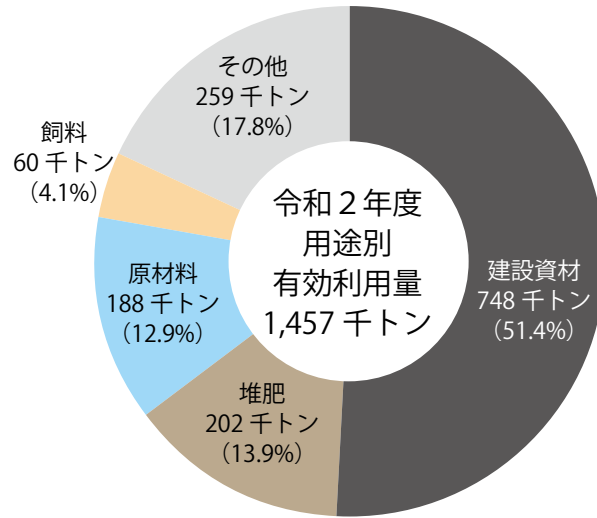


図 29 用途別有効利用状況

(4) 最終処分状況（農業を除くもの）

- 令和2年度は、農業を除く排出量2,280千トンのうち、86千トン（3.8%）が最終処分されていると推計されます。
- 最終処分量は、図30に示すとおり減少傾向にあります。
- 種類別最終処分量は、廃プラスチック類が25千トン（最終処分率22.5%）で最も多く、次いでがれき類が21千トン（最終処分率3.1%）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずが11千トン（最終処分率6.4%）、汚泥が11千トン（最終処分率2.0%）となっています。

(千トン)

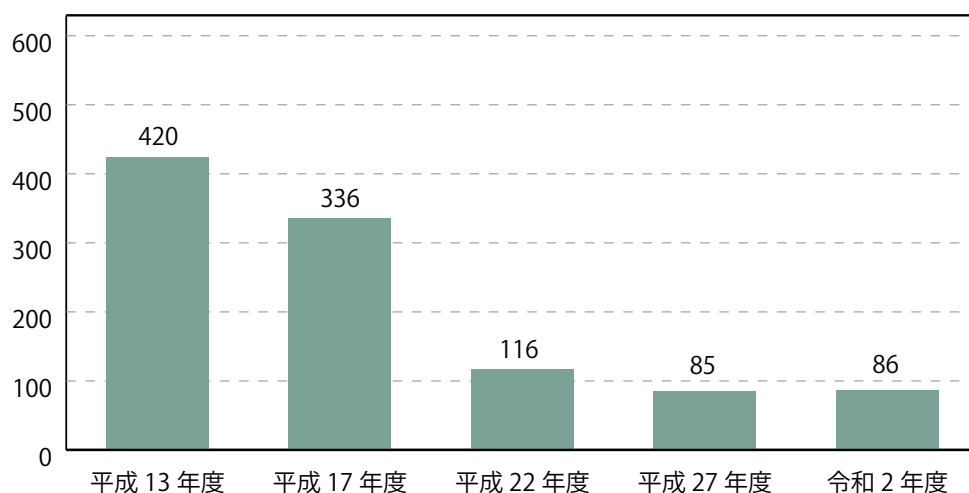


図30 産業廃棄物の最終処分量の推移

表28 種類別最終処分量

廃棄物の種類	排出量	最終処分量	最終処分率 (%)
燃え殻	8	0	3.3
汚泥	536	11	2.0
廃油	53	1	1.0
廃酸	284	0	0.1
廃アルカリ	47	0	0.6
廃プラスチック類	113	25	22.5
紙くず	10	0	4.8
木くず	161	5	3.1
繊維くず	1	0	12.0
動植物性残さ	123	1	0.9
ゴムくず	0	0	100.0
金属くず	58	2	3.9
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	168	11	6.4
鋳さい	0	0	99.1
がれき類	674	21	3.1
ばいじん	1	0	17.3
その他の産業廃棄物	20	4	17.8
特別管理産業廃棄物	25	3	13.0
合計	2,280	86	3.8

(単位：千トン)

3 特別管理産業廃棄物

- 令和2年度の特別管理産業廃棄物の排出量は、25千トンと推計されます。
- 種類別にみると感染性産業廃棄物が17千トンで全体の67.2%を占め、次いで廃酸の5千トン(18.7%)、廃アルカリの1千トン(5.9%)等となっています。
- 特別管理産業廃棄物は、全て焼却、中和等の中間処理を経て無害化された後、処分されています。

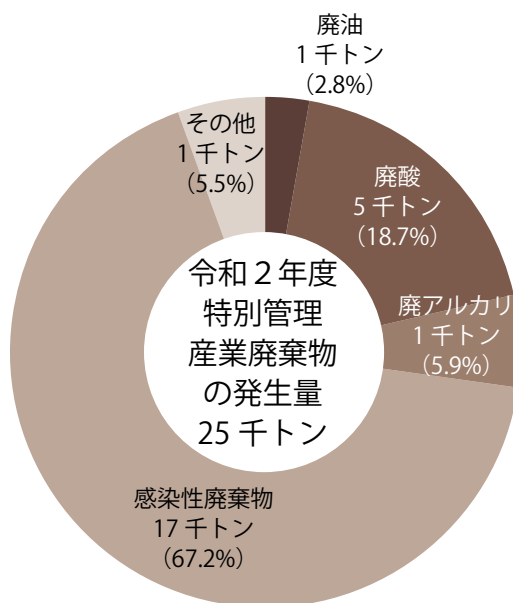


図 31 特別管理産業廃棄物

表 29 特別管理産業廃棄物

廃棄物の種類	排出量	割合 (%)
廃油	1	2.8
廃酸	5	18.7
廃アルカリ	1	5.9
感染性産業廃棄物	17	67.2
その他の特別管理産業廃棄物	1	5.5
合計	25	100.0

(単位：千トン)

4 産業廃棄物の処理体制の整備状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可状況

- 産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可状況は、許可事業者数に大きな変動はありません。
- 令和元年度末現在の許可状況は、産業廃棄物処理業で県知事の許可が2,496件、鹿児島市長の許可が216件となっています。また、特別管理産業廃棄物処理業では、県知事の許可が235件、鹿児島市長の許可が30件となっています。

表 30 産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物処理業の許可状況（鹿児島県知事許可状況）					
区分	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
収集運搬業	2,138	2,106	2,215	2,160	2,230
処分業	259	258	269	267	266
中間処理のみ	242	241	252	250	250
最終処分のみ	6	6	6	6	5
中間処理 + 最終処分	11	11	11	11	11
合計	2,397	2,364	2,484	2,427	2,496

産業廃棄物処理業の許可状況（鹿児島市長許可状況）					
区分	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
収集運搬業	150	149	146	143	132
処分業	83	84	85	85	84
中間処理のみ	74	75	76	76	75
最終処分のみ	2	2	2	2	2
中間処理 + 最終処分	7	7	7	7	7
合計	233	233	231	228	216

特別管理産業廃棄物処理業の許可状況（鹿児島県知事許可状況）					
区分	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
収集運搬業	218	212	222	200	231
処分業	3	3	3	4	4
中間処理のみ	3	3	3	4	4
最終処分のみ	0	0	0	0	0
中間処理 + 最終処分	0	0	0	0	0
合計	221	215	225	204	235

特別管理産業廃棄物処理業の許可状況（鹿児島市長許可状況）					
区分	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
収集運搬業	25	25	24	25	24
処分業	5	5	6	6	6
中間処理のみ	5	5	6	6	6
最終処分のみ	0	0	0	0	0
中間処理 + 最終処分	0	0	0	0	0
合計	30	30	30	31	30

(単位：件)

(2) 産業廃棄物中間処理施設の整備状況

- 産業廃棄物の中間処理施設は、廃棄物処理法に基づく許可対象施設（許可数）が令和元年度末現在で527件となっており、平成26年度と比較すると増加しています。
- 種類別では、木くず又はがれき類の破碎施設が354件で最も多く、全体の67.2%を占めています。

表 31 産業廃棄物中間処理施設の整備状況

区 分		平成 26 年度		令和元年度	
		県知事 許可分	鹿児島市長 許可分	県知事 許可分	鹿児島市長 許可分
中間 処 理 施 設	汚泥の脱水施設	65	10	66	10
	汚泥の乾燥施設	3	0	3	0
	汚泥の焼却施設	3	3	3	5
	廃油の油水分離施設	6	1	3	1
	廃油の焼却施設	2	3	2	5
	廃酸・廃アルカリの中和施設	10	1	7	1
	廃プラスチック類の破碎施設	22	6	27	12
	木くず又はがれき類の破碎施設	221	57	285	69
	廃プラスチック類の焼却施設	3	5	4	5
	その他の焼却施設	12	7	7	7
	コンクリート固型化施設	0	0	0	0
	シヤンの分解施設	6	0	5	0
合 計		353	93	412	115

(単位：件)

(3) 産業廃棄物最終処分場の整備状況

- 安定型最終処分場は、令和元年度末現在で29施設、残余容量2,797千立方メートルとなっており、平成26年度と比較して施設数は変わらず、残余容量は、1,297千立方メートル減っています。
- 管理型最終処分場は、平成27年1月に公共関与による管理型最終処分場「エコパークかごしま」が開業したことにより、自社専用施設と合わせて2施設が整備されています。

表 32 産業廃棄物最終処分場の整備状況

区 分		平成 26 年度		令和元年度		残余容量 (千㎡)
		県知事 許可分	鹿児島市長 許可分	県知事 許可分	鹿児島市長 許可分	
安 定 型 最 終 処 分 場	鹿児島地域	3	10	3	10	1,972
	南薩地域	2		2		48
	北薩地域	4		4		100
	始良・伊佐地域	2		2		370
	大隅地域	5		5		33
	熊毛地域	1		1		206
	奄美地域	2		2		69
	小 計	19	10	19	10	2,797
管理型最終処分場		2		2		679
合 計		21	10	21	10	3,476

(単位：件)

5 産業廃棄物の広域移動の状況

- 平成30年度における産業廃棄物の種類別移動量は表33に示すとおりです。
- 県内に搬入されるもののほとんどは中間処理目的です。
- また、県外への搬出は中間処理目的が多くを占めますが、管理型最終処分場で処分される産業廃棄物も燃え殻等を中心に搬出されています。

表33 産業廃棄物の広域移動の状況

廃棄物の種類	県外からの搬入		県外への搬出	
	量	割合 (%)	量	割合 (%)
燃え殻	0	0.0	2,254	4.7
汚泥	2,563	4.3	11,697	24.1
廃油（特管を含む）	2,708	4.5	6,069	12.5
廃酸（特管を含む）	6,230	10.4	921	1.9
廃アルカリ（特管を含む）	654	1.1	3,990	8.2
廃プラスチック類	18,326	30.6	4,399	9.1
紙くず	790	1.3	517	1.1
木くず	792	1.3	553	1.1
繊維くず	862	1.4	534	1.1
動植物性残さ	477	0.8	1,751	3.6
動物系固形不要物	106	0.2	111	0.2
ゴムくず	0	0.0	8	0.0
金属くず	352	0.6	1,143	2.4
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	3,508	5.9	1,885	3.9
鉱さい	0	0.0	87	0.2
がれき類	13,739	22.9	2,306	4.8
動物のふん尿	4,877	8.1	2,099	4.3
動物の死体	59	0.1	984	2.0
ばいじん	0	0.0	268	0.6
処理物	0	0.0	0	0.0
混合廃棄物	3,668	6.1	3,601	7.4
感染性廃棄物	201	0.3	125	0.3
その他の特別管理産業廃棄物	8	0.0	3,152	6.5
合計	59,922	100.0	48,453	100.0

(単位：トン/年)

(注) 鹿児島県知事が許可した産業廃棄物処理業者の実績報告に基づいて作成したものであり、排出事業者自らが県外の産業廃棄物処理施設に搬出した量などは含まれていない。

6 不法投棄の状況

- 令和元年度の県内の産業廃棄物不法投棄（10トン以上）は、件数5件、投棄量2,628トンとなっています。
- 県内の産業廃棄物不法投棄は、図32に示すとおり、件数は年度によりばらつきがありますが、令和元年度の投棄量は過去5年では最も多くなりました。
- 令和元年度の産業廃棄物不法投棄者5件の内訳は表34に示すとおり、排出事業者が3件、無許可処分業者が1件、投棄者不明が1件となっています。
- 令和元年度に投棄された産業廃棄物の種類は表35に示すとおり、がれき類、木くず等を含めた建設系廃棄物がほとんどを占めています。

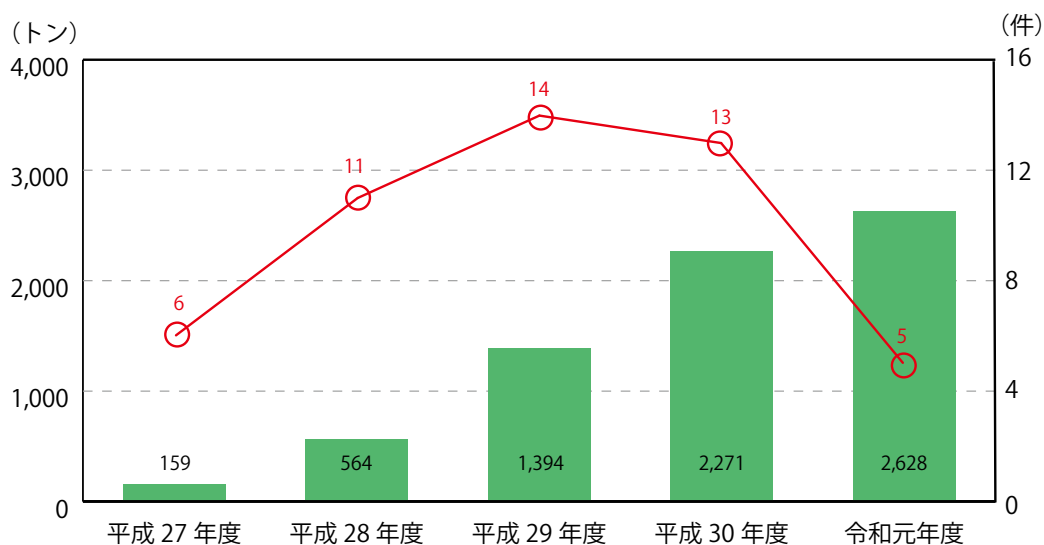


図32 産業廃棄物不法投棄件数・投棄量（10トン以上）

表34 不法投棄者別の件数・量（令和元年度）

区分	件数	投棄量 (トン)	割合 (%)
排出事業者	3	2,520	95.9
無許可処分業	1	48	1.8
投棄者不明	1	60	2.3
合計	5	2,628	100.0

(注) 不法投棄量10トン以上の案件について計上。

表 35 不法投棄廃棄物の件数・量（令和元年度）

廃棄物の種類	件数	投棄量 (トン)	割合 (%)	備考
がれき類	1	17.5	0.7	建設系 99.2%
木くず	2	108	4.1	
金属くず	0	0	0	
廃プラスチック類（建設系）	0	0	0	
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	0	0	0	
建設系混合物	1	2,483	94.5	建設系 以外
廃プラスチック類（農業系）	1	20.0	0.8	
廃プラスチック類（廃タイヤ）	0	0	0	
木くず（その他）	0	0	0	
合 計	5	2,628	100.0	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

7 前計画の目標値との比較

(1) 総排出量

- 令和2年度における産業廃棄物の総排出量は8,170千トンと推計されます。
- 前計画における令和2年度目標値と比較すると、目標値を67千トン下回り、目標を概ね達成する見込みです。

(2) リサイクル率

- 令和2年度における農業を除く産業廃棄物のリサイクル率は63.9%と推計されます。
- 前計画における令和2年度目標値と比較すると、目標値を0.3ポイント下回り、目標を達成できない見込みです。

(3) 最終処分量

- 令和2年度における産業廃棄物の農業を除く最終処分量は86千トンと推計されます。
- 前計画における令和2年度目標値と比較すると、目標値を3千トン上回り、目標を達成できない見込みです。

表 36 前計画の目標値との比較

目標値の種類	前計画における 平成27年度 推計値	前計画における 令和2年度 (平成32年度) 目標値	令和2年度 (平成32年度) 推計値
総排出量 (千トン)	8,365	8,237	8,170
リサイクル率 (%) (農業を除く)	63.2	64.2	63.9
最終処分量 (千トン) ^(注) (農業を除く)	85	83	86

(注) 鉱山保安法による処分は含まない。

第2節 廃棄物の将来予測

第1項 一般廃棄物

一般廃棄物の将来予測は、廃棄物の処理に係る技術革新及び法律上の一般廃棄物の分類に変更がないことを前提に、容器包装リサイクル法の市町村分別収集計画に基づく分別収集・リサイクルの進展などを考慮して将来の排出量の推計を行いました。

1 ごみの排出量の将来予測

(1) 総排出量

- 令和7年度における県内のごみの総排出量は501千トンと予測されます。
- 令和2年度の532千トンと比較して5.8%程度減少する見込みです。

(2) 収集形態別排出量

- 令和7年度の収集形態別排出量は、計画収集が428千トンで全体の85.4%を占めており、次いで直接搬入が70千トンで14.0%、集団回収が3千トンで0.6%、自家処理が0.1千トン未満と予測されます。

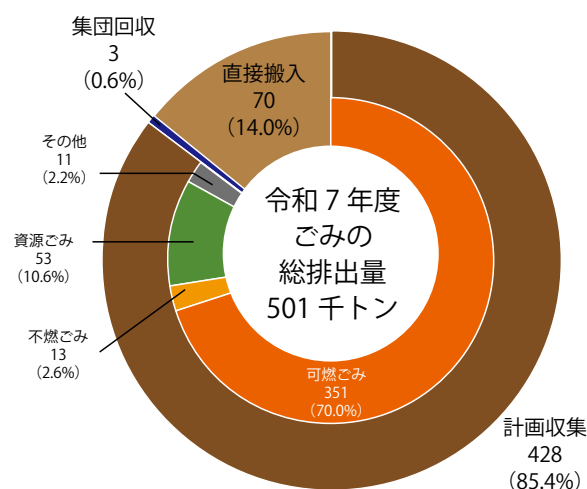


図33 ごみの収集形態別内訳

- 計画収集の内訳は可燃ごみが351千トンで全体の70.0%を占めており、次いで資源ごみが53千トンで10.6%、不燃ごみが13千トンで2.6%と予測されます。

表37 ごみの収集形態の将来予測

種類	処理年度		割合 (%)
	令和2年度	令和7年度	
計画収集	461	428	85.4
可燃ごみ	377	351	70.0
不燃ごみ	13	13	2.6
資源ごみ	59	53	10.6
その他	12	11	2.2
集団回収	3	3	0.6
直接搬入	68	70	14.0
自家処理	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
合計	532	501	100.0

(単位：千トン)

(3) 処理の状況

- 令和7年度の本県のごみの処理内訳は、以下のフロー図のとおりであると予測されます。

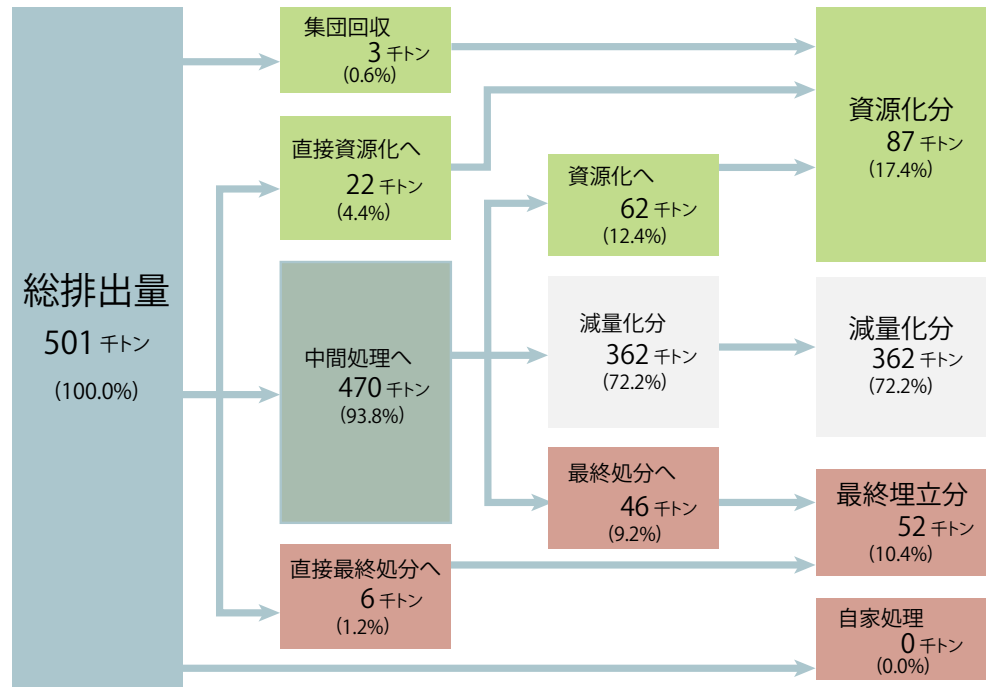


図 34 ごみ処理の概要（予測）

(4) リサイクルの状況

- 令和7年度のごみの資源化量は87千トンであり、リサイクル率は17.4%であると予測されます。
- 資源化量の内訳は、直接資源化量22千トン、中間処理後資源化量62千トン、集団回収3千トンとなっています。

(5) 一般廃棄物の最終処分量の将来予測

- 令和7年度の一般廃棄物の最終処分量は52千トンであり、中間処理を経た最終処分が46千トン、直接最終処分が6千トンと予測されます。

表 38 最終処分量の将来予測

項目	処理年度	
	令和2年度	令和7年度
中間処理を経た最終処分		
焼却残さ	41	39
処理残さ	8	7
直接最終処分	10	6
合計	59	52

(単位：千トン)

2 し尿の排出量等の将来予測

(1) 総排出量

- 令和7年度のし尿の総排出量は、673千キロリットルと予測されます。
- 種類別にみると、浄化槽汚泥が576千キロリットルで全体の85.6%を占め、汲み取りし尿（収集）が97千キロリットルで14.4%を占めています。
- 令和7年度の本県の水洗化人口は1,459千人であり、水洗化率は96.6%と予測されます。

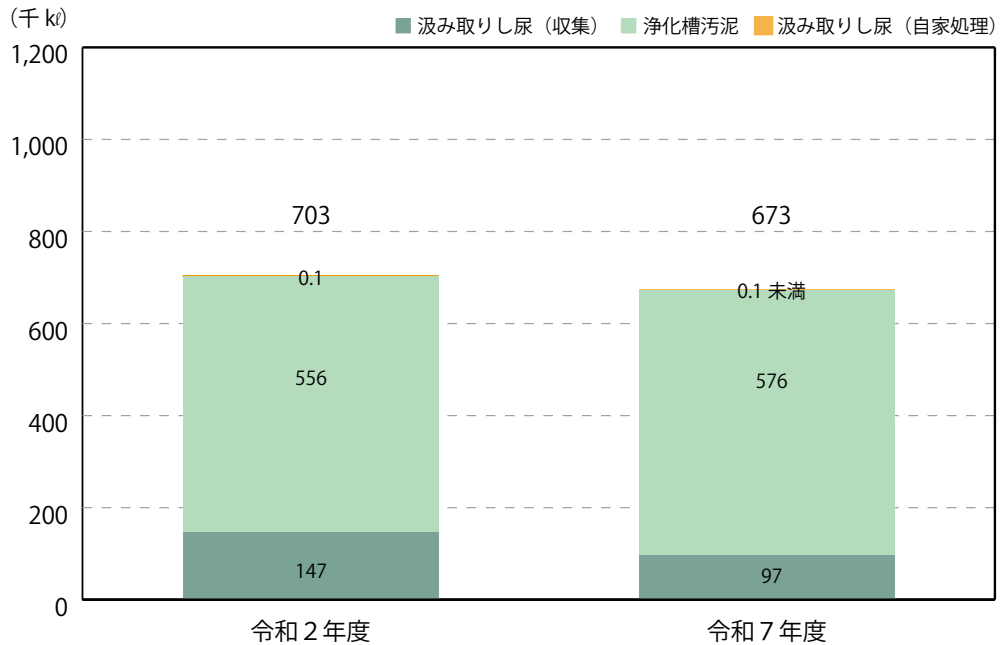


図 35 し尿の総排出量の将来予測

表 39 し尿処理の将来予測

項目	処理年度		割合 (%)
	令和2年度	令和7年度	
総人口	1,588	1,511	100.0
水洗化人口	1,486	1,459	96.6
うち公共下水道	673	666	44.1
うち浄化槽人口	803	782	51.7
うちコミュニティ・プラント人口	10	11	0.7
非水洗化人口	102	52	3.4
うち収集人口	102	52	3.4
うち自家処理人口	0	0	0.1 未満
し尿の総排出量 (千キロリットル/年)	703	673	—

(単位：千人)

(注) 浄化槽人口には農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設の人口を含む。
[し尿の総排出量] = [汲み取りし尿] + [浄化槽汚泥] (※公共下水道は含まず。)

(2) 処理別排出量

- 処理別の排出量は、し尿処理施設での処理が662千キロリットルと最も多く全体の98.4%を占めており、次いで農地還元の11千キロリットル(1.6%)と予測されます。

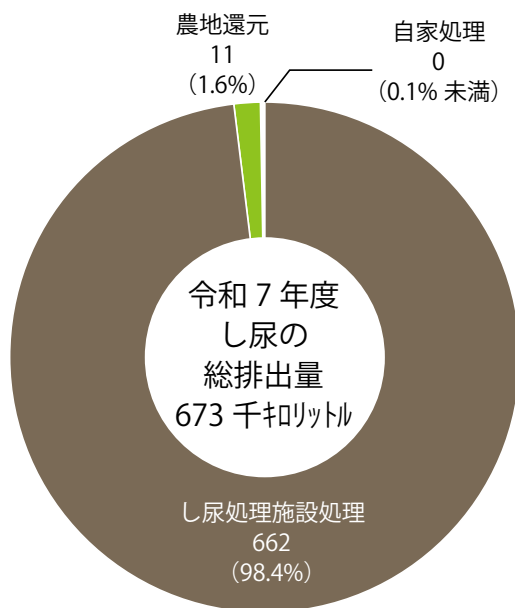


図 36 処理別し尿排出量の将来予測

表 40 処理別し尿排出量の将来予測

項目	処理年度		割合 (%)
	令和2年度	令和7年度	
し尿処理施設処理	690	662	98.4
農地還元	11	11	1.6
自家処理	0	0	0.1 未満
その他	2	0.1 未満	0.1 未満
合計	703	673	100.0

(単位：千キロリットル)

第2項 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出量の将来予測

産業廃棄物の将来予測は、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの傾向が現状のままで推移すると仮定し、大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がないことを前提に、業種ごとの動向等を考慮して推計を行いました。

(1) 総排出量

- 令和7年度の県内の産業廃棄物の総排出量は、8,320千トンと推計されます。
- 令和2年度に比べ1.8%程度増加すると予測されます。

(2) 業種別排出量

- 令和7年度の業種別排出量は、農業が6,050千トンで全体の72.7%を占めており、次いで製造業が1,080千トンで13.0%，建設業が1,008千トンで12.1%等と予測されます。

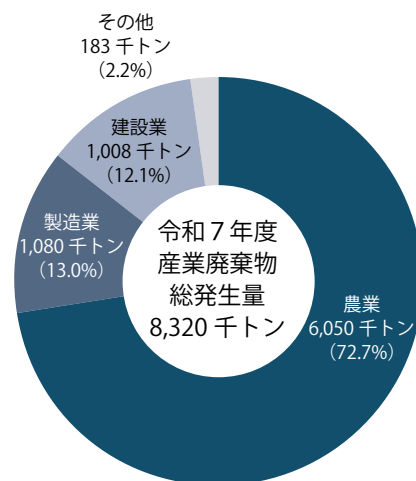


図37 業種別排出量の将来予測

表41 産業廃棄物の業種別排出量予測

業種	排出量		割合 (%)
	令和2年度	令和7年度	
農業	5,889	6,050	72.7
林業	1.0	0.9	0.1 未満
漁業	0.4	0.4	0.1 未満
鉱業	0.02	0.01	0.1 未満
建設業	1,028	1,008	12.1
製造業	1,072	1,080	13.0
卸売・小売業，飲食店，宿泊業	56	55	0.7
運輸・情報通信業	7	7	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0.1 未満
その他サービス業	37	37	0.4
医療業	16	16	0.2
水道業（市町村機関）	60	63	0.8
合計	8,170	8,320	100.0
(建設業を除くもの)	7,142	7,312	—
(農業を除くもの)	2,280	2,270	—
(建設業・農業を除くもの)	1,253	1,263	—

(単位：千トン)

(3) 種類別排出量

- 令和7年度の種類別排出量は、動物のふん尿が6,038千トンで72.6%と最も多く、次いでがれき類が660千トンで7.9%、汚泥が580千トンで7.0%、廃酸が233千トンで2.8%と予測されます。

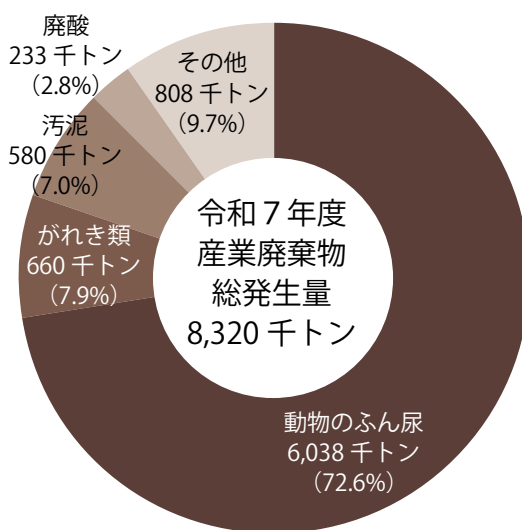


図 38 令和7年度産業廃棄物種類別排出量の予測

表 42 産業廃棄物の種類別排出量予測

廃棄物の種類	排出量		割合 (%)
	令和2年度	令和7年度	
燃え殻	8	9	0.1
汚泥	536	580	7.0
廃油	53	54	0.7
廃酸	284	233	2.8
廃アルカリ	47	42	0.5
廃プラスチック類	118	119	1.4
紙くず	10	9	0.1
木くず	161	158	1.9
繊維くず	1	1	0.1 未満
動植物性残さ	123	133	1.6
ゴムくず	0	0	0.1 未満
金属くず	58	58	0.7
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	168	173	2.1
鉱さい	0	0	0.1 未満
がれき類	674	660	7.9
動物のふん尿	5,878	6,038	72.6
動物の死体	6	6	0.1
ばいじん	1	1	0.1 未満
動物系固形不要物	0	0	0.1 未満
その他の産業廃棄物	20	19	0.2
特別管理産業廃棄物	25	26	0.3
合計	8,170	8,320	100.0

(単位：千トン)

(4) 地域別排出量

① 地域別排出量 その1 (全体)

- 地域別排出量は、大隅地域が3,431千トンで41.2%と最も多く、北薩地域が1,278千トンで15.4%、鹿児島地域が1,152千トンで13.8%、南薩地域が975千トンで11.7%、始良・伊佐地域が960千トンで11.5%、奄美地域が348千トンで4.2%、熊毛地域が177千トンで2.1%と予測されます。

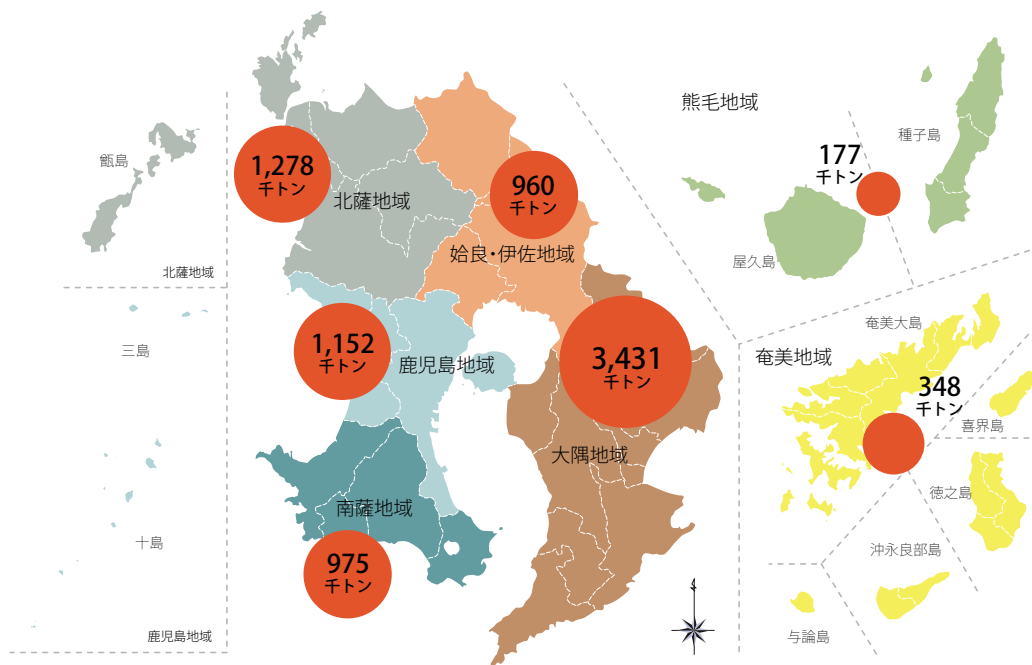


図 39 産業廃棄物の地域別排出量 (全体)

表 43 産業廃棄物の地域別排出量 (全体)

地域名	排出量	割合 (%)
鹿児島地域	1,152	13.8
南薩地域	975	11.7
北薩地域	1,278	15.4
始良・伊佐地域	960	11.5
大隅地域	3,431	41.2
熊毛地域	177	2.1
奄美地域	348	4.2
合計	8,320	100.0

(単位：千トン)

② 地域別排出量 その2 (農業を除くもの)

- 農業を除く地域別排出量は、鹿児島地域が811千トンで35.7%と最も多く、北薩地域が479千トンで21.1%，大隅地域が395千トンで17.4%，始良・伊佐地域が262千トンで11.5%，南薩地域が177千トンで7.8%，奄美地域が105千トンで4.6%，熊毛地域が42千トンで1.9%と予測されます。

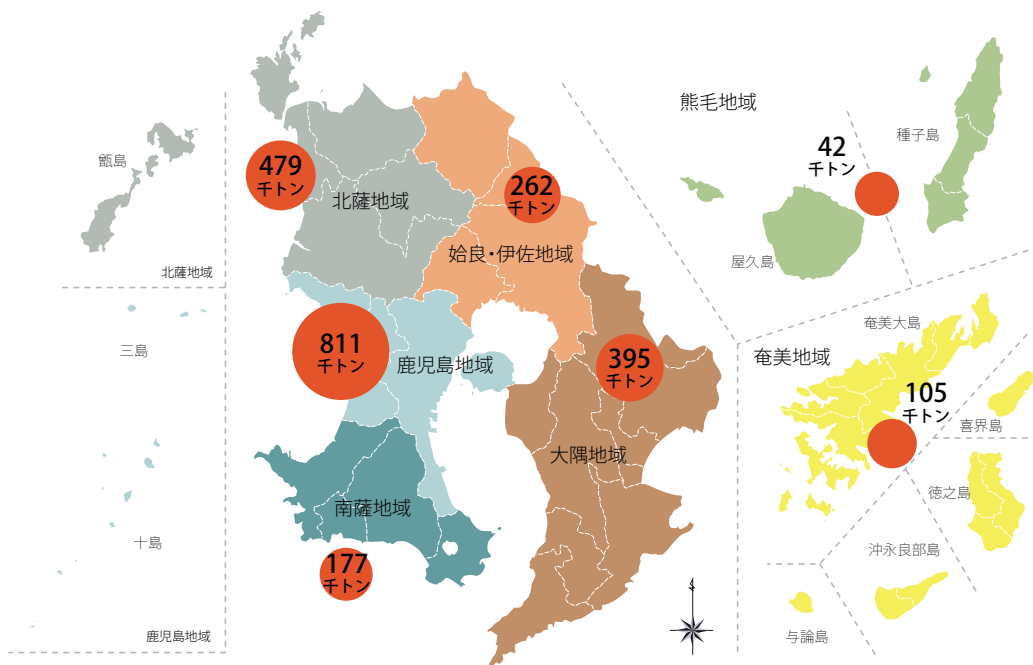


図 40 産業廃棄物の地域別排出量 (農業を除くもの)

表 44 産業廃棄物の地域別排出量 (農業を除くもの)

地域名	排出量	割合 (%)
鹿児島地域	811	35.7
南薩地域	177	7.8
北薩地域	479	21.1
始良・伊佐地域	262	11.5
大隅地域	395	17.4
熊毛地域	42	1.9
奄美地域	105	4.6
合計	2,270	100.0

(単位：千トン)

③ 地域別排出量 その3 (農業・建設業を除くもの)

- 農業・建設業を除く地域別排出量は、鹿児島地域が389千トンで30.8%と最も多く、北薩地域が330千トンで26.1%、大隅地域が253千トンで20.0%、始良・伊佐地域が146千トンで11.6%、南薩地域が110千トンで8.7%、奄美地域が23千トンで1.8%、熊毛地域が11千トンで0.9%と予測されます。

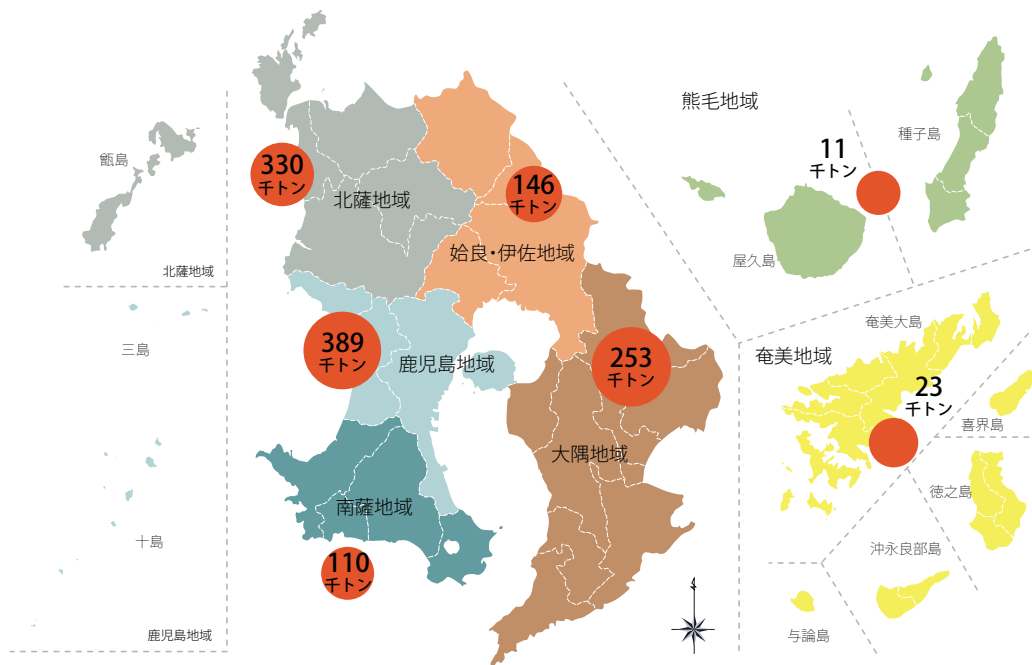


図 41 産業廃棄物の地域別排出量 (農業・建設業を除くもの)

表 45 産業廃棄物の地域別排出量 (農業・建設業を除くもの)

地域名	排出量	割合 (%)
鹿児島地域	389	30.8
南薩地域	110	8.7
北薩地域	330	26.1
始良・伊佐地域	146	11.6
大隅地域	253	20.0
熊毛地域	11	0.9
奄美地域	23	1.8
合計	1,263	100.0

(単位：千トン)

2 産業廃棄物の処理状況の将来予測

(1) 全体

- 令和7年度の本県の産業廃棄物の処理状況は、総排出量8,320千トンのうち、中間処理によって2,420千トン(29.1%)が減量化され、直接又は中間処理後、有効利用される量が5,813千トン(69.9%)、最終処分される量が87千トン(1.0%)と予測されます。

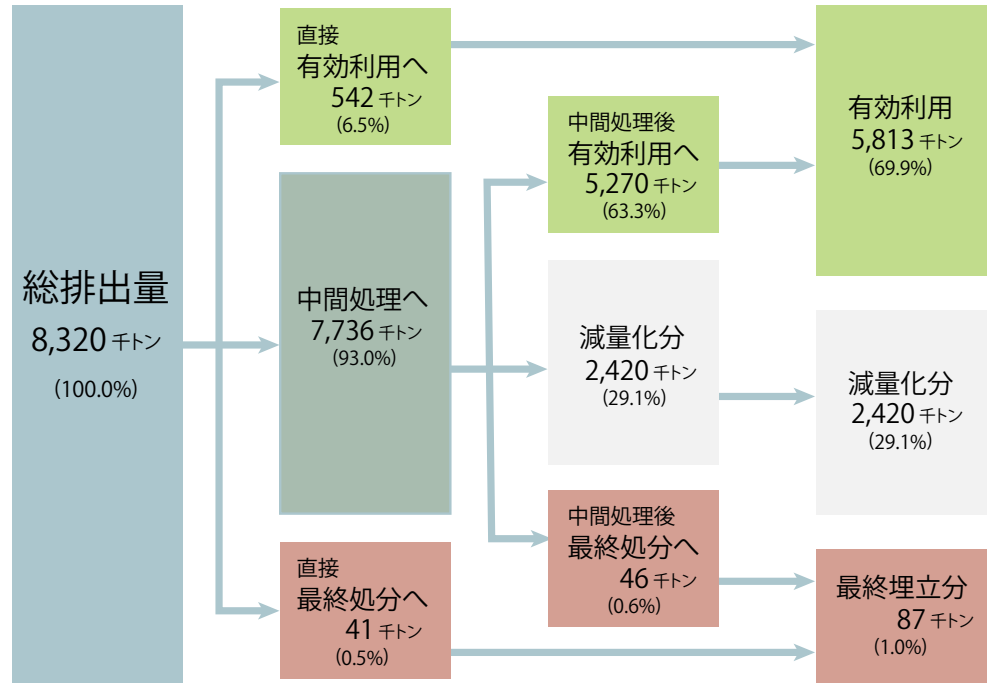


図 42 産業廃棄物の処理状況の将来予測（全体）

表 46 産業廃棄物の種類別処理の内訳（全体）

廃棄物の種類	排出量	処理の内訳		
		減量化分	有効利用量	最終処分
燃え殻	9	0	8	0
汚泥	580	494	75	12
廃油	54	28	25	1
廃酸	233	72	162	0
廃アルカリ	42	21	21	0
廃プラスチック類	119	23	70	26
紙くず	9	5	4	0
木くず	158	15	138	5
繊維くず	1	0	0	0
動植物性残さ	133	75	56	1
ゴムくず	0	0	0	0
金属くず	58	0	56	2
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	173	6	156	11
鋳さい	0	0	0	0
がれき類	660	4	636	21
動物のふん尿	6,038	1,653	4,385	0
動物の死体	6	3	3	0
ばいじん	1	1	1	0
動物系固形不要物	0	0	0	0
その他の産業廃棄物	19	1	15	3
特別管理産業廃棄物	26	19	4	3
合計	8,320	2,420	5,813	87

(単位：千トン)

(2) 農業を除くもの

- 令和7年度の本県の農業を除く産業廃棄物の処理状況は、総排出量2,270千トンのうち、中間処理によって763千トン(33.6%)が減量化され、直接又は中間処理後、有効利用される量が1,420千トン(62.6%)、最終処分される量が87千トン(3.8%)と予測されます。

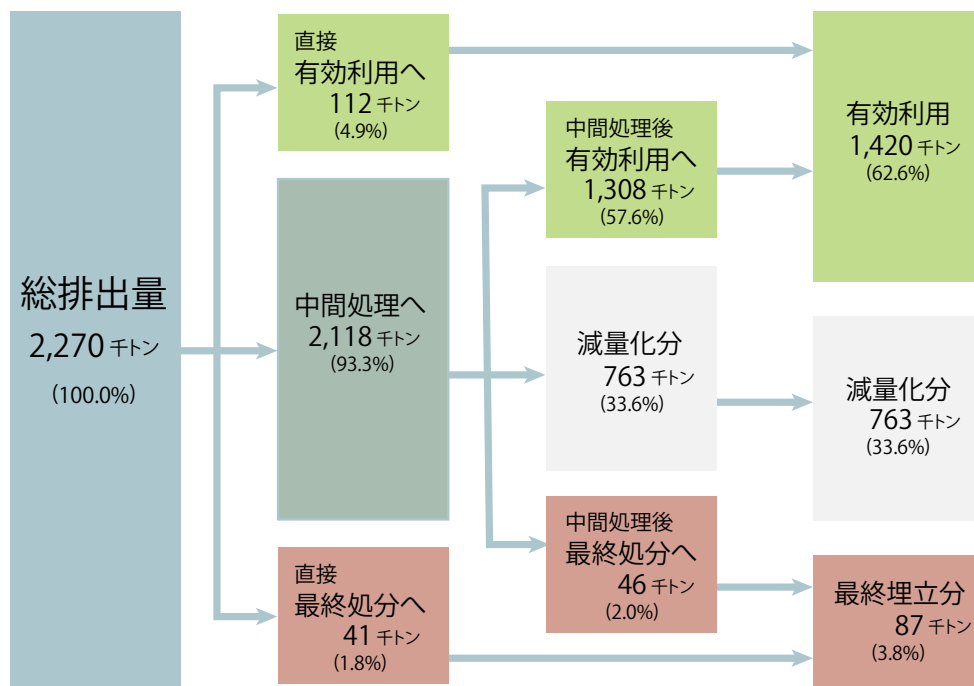


図 43 産業廃棄物の処理状況の将来予測（農業を除くもの）

表 47 産業廃棄物の種類別処理の内訳（農業を除くもの）

廃棄物の種類	排出量	処理の内訳		
		減量化分	有効利用量	最終処分
燃え殻	9	0	8	0
污泥	580	494	75	12
廃油	54	28	25	1
廃酸	233	72	162	0
廃アルカリ	42	21	21	0
廃プラスチック類	113	23	65	25
紙くず	9	5	4	0
木くず	158	15	138	5
繊維くず	1	0	0	0
動植物性残さ	133	75	56	1
ゴムくず	0	0	0	0
金属くず	58	0	56	2
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	173	6	156	11
鋳さい	0	0	0	0
がれき類	660	4	636	21
ばいじん	1	1	1	0
動物系固形不要物	0	0	0	0
その他の産業廃棄物	19	1	15	3
特別管理産業廃棄物	26	19	4	3
合計	2,270	763	1,420	87

(単位：千トン)

3 産業廃棄物の有効利用の将来予測

- 令和7年度の産業廃棄物の有効利用量は5,813千トンであり、リサイクル率は69.9%と予測されます。
- 農業を除く産業廃棄物の有効利用量は1,420千トンであり、リサイクル率は62.6%と予測されます。

4 産業廃棄物の最終処分量の将来予測

- 令和7年度の産業廃棄物の最終処分量は87千トンであり、安定型最終処分場に50千トン、管理型最終処分場に37千トンと予測されます。

表 48 最終処分量の将来予測

廃棄物の種類	令和2年度	令和7年度
安定型最終処分場に処分される廃棄物		
廃プラスチック類	23	23
ゴムくず	0	0
金属くず	1	1
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	7	8
がれき類	19	19
合 計	50	50
管理型最終処分場に処分される廃棄物		
燃え殻	0	0
汚泥	11	12
廃油	1	1
廃酸	0	0
廃アルカリ	0	0
廃プラスチック類	3	3
紙くず	0	0
木くず	5	5
繊維くず	0	0
動植物性残さ	1	1
ゴムくず	0	0
金属くず	2	2
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	3	4
鉱さい	0	0
がれき類	2	2
ばいじん	0	0
その他の産業廃棄物	4	3
特別管理産業廃棄物	3	3
合 計	36	37
総 計	86	87

(単位：千トン)

(注1) 産業廃棄物の種類は、排出された段階の名称であり、中間処理（焼却など）を経て埋立処分されるものを含む。

(注2) 「管理型最終処分場に処分される産業廃棄物」における「廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類」は、安定型産業廃棄物から除かれる自動車等破砕物など。

(注3) 小数点以下を含むため合計が合わないことがある。

第3節 課題

第1項 一般廃棄物

1 ごみの排出抑制，減量化，リサイクルの促進

- 令和2年度における県内のごみの総排出量，県民一人一日当たりの排出量，リサイクル率について，いずれも前計画における目標を達成できない見込みであることから，引き続き，食品ロスの削減やプラスチックの使用削減を推進するなど，より一層の排出抑制やリサイクルを促進する必要があります。
- 家庭から排出されるプラスチックごみについては，今後，資源として分別回収することが求められると見込まれることから，市町村は，住民にわかりやすい分別ルールの提示や分別収集体制を確立する必要があります。

2 ごみの適正処理の促進

- 粗大ごみなどの不法投棄や，空き缶等の散乱ごみが見られ，これらの回収と処理は，市町村の大きな負担となっていることから，今後とも，市町村の一般廃棄物処理計画に基づく，廃棄物の適正な処理を促進するため，住民の意識啓発に努める必要があります。
- 高齢化の一層の進展により，ごみ出しが困難となる世帯が増加することが見込まれることから，適切なごみ収集体制を確保する必要があります。

3 ごみ処理施設の広域的整備

- 将来にわたり持続可能な適正処理が確保されるよう，廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を進める必要があります。
- コスト削減を図りながら，施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進する必要があります。
- 地球温暖化防止の観点等から，エネルギーの有効活用を図るための高効率な廃熱利用やごみ発電施設等の整備についても促進する必要があります。

4 災害廃棄物等の適正処理

- 近年の大規模災害の発生や南海トラフ巨大地震などの発生の懸念から，災害廃棄物処理計画の未策定市町村における速やかな計画策定のほか，実効性のある処理体制を確立する必要があります。
- 新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても，安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行い，事業を継続する体制を確保する必要があります。

5 し尿の適正処理

- 公共用水域の水質保全を図るため，市町村において公共下水道や合併処理浄化槽等の整備が進められていますが，これらの施設の普及率は全国平均と比較してまだ低いことから，今後とも，整備を一層促進するとともに，汚泥の堆肥化等の資源化設備を導入するなど，資源の有効活用を促進する必要があります。

第2項 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進

- 産業廃棄物は，発生形態が複雑で，種類も多種多様であり，排出の抑制や減量化，リサイクルが十分に進んでいないものもあります。
- 生活環境の保全を図り，地球環境への負荷を低減させるためには，さらに産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルを推進する必要があります。
- 事業所から排出されるプラスチックごみについては，今後，更なる資源化のための分別回収・リサイクルに貢献することが求められると見込まれることから，事業者に対し積極的な情報発信が必要となります。

2 産業廃棄物処理施設の整備

- 県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに，無害化，減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の安定的・計画的な整備が必要です。

3 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物は，「排出事業者処理責任の原則」により，排出事業者が自ら又は処理業者に委託して，廃棄物処理法に定める産業廃棄物保管基準，産業廃棄物処理基準に従って適正に処理することとされています。また，現状では，一部の排出事業者，処理業者による不法投棄等の不適正処理がみられることから，排出事業者及び処理業者に対する監視指導の強化，優良な処理業者の育成，処理技術の向上や適正処理についての意識の啓発など産業廃棄物の適正処理の推進を図る必要があります。
- 新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても，安全かつ安定的に産業廃棄物の適正処理を行い，事業を継続することが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方及び具体的目標

第1節 基本的な考え方

循環型社会の形成を図るため、次の考えに基づき、実効ある廃棄物・リサイクル対策を計画的に推進します。

- ① できる限り廃棄物の発生を抑制する。
- ② 廃棄物となったものについては、不適正処理防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ再使用、再生利用、熱回収²するなど循環的利用を行う。
- ③ これらが行われないものについては、適正な処分を行う。

また、近年の大規模災害など非常災害時には、大量の災害廃棄物が発生する状況があることから、これらの廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量化を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保します。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大下において、廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされており、今後生じうるあらゆる感染症拡大時においても適切な事業継続が確保される必要があります。

このため、以下に掲げる方針に基づき、県民、排出事業者、処理業者、市町村³間の協力のもと、施策を展開します。

1 3Rの推進

- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方やライフスタイルを見直し、環境に対する負荷の低減が図られる循環型社会への転換について、関係者と連携を図り啓発活動に取り組みます。
- 排出事業者は、拡大生産者責任等を前提に、製造工程等の見直しにより産業廃棄物の排出を抑制し、適正な中間処理による減量化を図り、可能な限りリサイクルを推進します。
- 一般廃棄物について、市町村は、その区域内において、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの推進、特に、発生抑制を図る観点から2Rを推進します。

2 熱回収：廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収し、発電や熱供給に利用すること。

3 市町村：この計画においては市町村、一部事務組合及び広域連合を指します。

2 適正処理の推進

- 一般廃棄物について、市町村は、適正処理が円滑に行われるよう、廃棄物処理施設の広域的な整備を推進するとともに、し尿については、公共下水道や合併処理浄化槽等の整備や汚泥再生処理センターの整備を推進します。
- 産業廃棄物について、排出事業者は、自らの事業活動において排出する廃棄物を「排出事業者処理責任の原則」に基づき、自らの責任において適正な処理を実施します。
- 県内で排出される産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、産業廃棄物処理施設の設置を進めるとともに、優良な処理事業者を育成します。
- 産業廃棄物の処理業の展開や処理施設の設置には、住民の理解と協力が必要不可欠であることから、県民に対する普及啓発、情報公開を積極的に推進します。

3 非常災害時等における処理体制の整備

- 東日本大震災や近年の大規模災害の発生を踏まえ、災害廃棄物処理計画の未策定市町村に対し、速やかな策定ができるよう必要な助言を行い、策定を促進します。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、平時からの事前の備えとして、人材育成や密接な連携体制の整備を推進します。
- さらに、廃棄物処理は、県民生活を維持し、経済を支える必要不可欠な社会インフラであることから、新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても、業務を継続することが求められるため、廃棄物処理業の継続的な処理体制の整備を推進します。

第2節 計画の具体的目標

第1項 一般廃棄物

1 ごみの排出量についての目標

排出抑制を行うことにより、令和7年度の総排出量を483千トンとし、計画期間において9.2%削減します。

(県民一人一日当たりの排出量については4.7%削減。)

2 ごみのリサイクルについての目標

リサイクルを推進することにより、リサイクル率を令和7年度において23.4%にします。

3 ごみの最終処分量についての目標

排出抑制、減量化、リサイクルを推進することにより、令和7年度の最終処分量を47千トンとし、計画期間において20.3%削減します。

表49 一般廃棄物についての目標値

目標値の種類	令和2年度 推計値	令和7年度 予測値	令和7年度 目標値	備考
排出量(千トン)	532	501	483	9.2%削減
一人一日当たり排出量(g)	918	909	875	4.7%削減
リサイクル率(%)	16.4	17.4	23.4	7.0ポイント増加
最終処分量(千トン)	59	52	47	20.3%削減

表50 (参考) 一般廃棄物についての国の目標値

目標値の種類	2025年度 目標値
排出量	約3,800万トン
一人一日当たり排出量	約850g/人/日
リサイクル率	約28%
最終処分量	約320万トン

(出典)第四次循環型社会形成推進基本計画(環境省,平成30年6月)

第2項 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出量についての目標

令和7年度の総排出量を8,170千トンとし、現状維持を目指します。

2 産業廃棄物のリサイクルについての目標

リサイクルを推進することにより、農業を除くリサイクル率を令和7年度において63.9%とし、現状維持を目指します。

3 産業廃棄物の最終処分量についての目標

排出抑制、減量化、リサイクルを推進することにより、農業を除く産業廃棄物の令和7年度の最終処分量を86千トンとし、現状維持を目指します。

表 51 産業廃棄物についての目標値

目標値の種類	令和2年度 推計値	令和7年度 予測値	令和7年度 目標値	備考
総排出量（千トン）	8,170	8,320	8,170	現状維持
リサイクル率（%） （農業を除く）	63.9	62.6	63.9	現状維持
最終処分量（千トン） （農業を除く）	86	87	86	現状維持

表 52 （参考）産業廃棄物についての国の目標値

目標値の種類	2025年度 目標値
総排出量	約3億9千万トン
リサイクル率	約38% ^(注)
最終処分量	約1,000万トン ^(注)

（出典）第四次循環型社会形成推進基本計画（環境省，平成30年6月）

（注）国の目標値は、農業を含む値である。

第4章 施策の展開

第1節 施策の展開

県は、この計画の着実な推進を図るため、必要な各種施策を展開していきます。

なお、施策の展開に当たっては、離島が多いという本県の地理的特性に配慮するとともに、産業廃棄物については、他県と比較すると、農業や建設業の占める割合が大きいという本県の産業構造の特性などにも配慮することとします。

第1項 一般廃棄物

1 排出抑制、減量化、リサイクルの促進

(1) 排出抑制の促進

① 関係機関と連携したごみ排出抑制等の普及啓発

- ・ 鹿児島県ごみ減量化・リサイクル推進協議会や地球環境を守るかごしま県民運動推進会議等と連携しながら、ごみの排出抑制が促進されるよう、食品ロスの削減やマイバッグキャンペーンなどの普及啓発に努めます。

② マイバッグキャンペーンの推進

- ・ 県民、事業者、行政が一体となって、マイバッグ（買物袋）を活用し、レジ袋の削減等に取り組む「鹿児島県マイバッグキャンペーン」を通じて、ごみの減量化の推進を図るとともに、広く県民の意識啓発を図ります。

(2) 食品ロスの削減

- ・ 食品ロスの削減に当たっては、食品の生産から消費等の各段階において、県民、事業者、行政がそれぞれの立場において主体的に取り組み、社会全体として対応していく必要があります。このため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を踏まえるとともに、令和2年度策定の「鹿児島県食品ロス削減推進計画」との調和を図りながら、食品ロスの削減に向けて、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着に取り組めます。

① 消費者の食品ロス削減に対する取組の推進

消費者に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など消費の機会を捉え、30・10運動⁴などの情報発信やフードバンク活動の周知・広報、食育・環境教育を通じての食ロス削減に対する意識啓発等を行います。

⁴ 30・10（さんまる・いちまる）運動：会食や宴会などにおいて、乾杯後の“30分間”とお開き前の“10分間”は、席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす長野県松本市発祥の運動。

② 農林漁業者・食品関連事業者等の食品ロス削減に対する取組の推進

食品ロス削減等に協力・貢献する取組を行う「九州食べきり協力店」の登録を推進するほか、30・10運動の普及啓発に取り組むとともに、フードバンクとの連携により地域の未利用食品の活用を促進します。

③ 市町村の食品ロス削減に対する取組の促進

食品ロス削減の取組について、市町村に情報提供するとともに、積極的な市町村の取組をホームページ等で紹介するほか、フードバンクとの連携により地域の未利用食品の活用を促進します。

(3) 再生素材等の利用促進

① リサイクル製品の積極的活用及び普及啓発

一般廃棄物のリサイクルを促進するとともに、リサイクル製品の積極的な活用に努め、市町村と連携し、県民、事業者への普及啓発を行います。

② バイオプラスチックへの代替促進

国においては、プラスチック資源循環戦略に基づき、2030年までにプラスチックの再生利用（再生素材の利用）を倍増するとともに、バイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入するよう目指しており、バイオプラスチック導入ロードマップが策定されたことから、バイオマスプラスチックの導入拡大に向けた国の施策の展開や関係主体の取組など情報収集に努めます。

③ 家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル

国において、使用済プラスチック資源の効果的・効率的で持続可能な回収・再生利用を図るため、容器包装と製品ごみの一括回収の方向性が示されていることから、その動向を把握し市町村への情報提供等に努めます。

(4) 容器包装リサイクルの促進

- 容器包装のリサイクルを促進するため、市町村は分別収集計画に基づくごみの分別収集や分別収集品目の拡充に努め、県は、市町村に対し助言や情報提供を行うとともに、リサイクル関連施設の整備を促進します。

(5) 家電、小型家電リサイクルの促進

- 市町村や関係団体等と連携し、家電リサイクル法の円滑な運用を促進します。
- 離島地域における収集運搬料金が住民の過重な負担とならないよう、離島地域への指定引取場所の設置や収集運搬料金の負担軽減措置の継続、リサイクル料金の前払い制度の導入について、引き続き、国等へ要請していきます。
- レアメタル等の貴重な資源を含む使用済小型電子機器等の再資源化を図るため、市町村等と連携し、小型家電リサイクル法の円滑な運用を促進します。

(6) 自動車リサイクルの促進

- 市町村や関係団体等と連携し、自動車リサイクル法の円滑な運用を促進します。
- 不適正保管や違法な処理については、関係機関と連携し早期発見に努め、適切に対応していきます。
- 使用済自動車の海上輸送費の負担軽減を図る離島対策支援事業を活用し、使用済自動車のリサイクルを円滑に進めるとともに、負担軽減措置の継続について、引き続き、国等へ要請していきます。

(7) 生ごみなどのリサイクルの促進

- 家庭や事業所から排出される生ごみについては、水切りなどによる排出量の抑制を図るとともに、分別収集による堆肥化など、有効利用を促進します。
- 廃食用油については、バイオディーゼル燃料（BDF）への有効利用を促進し、二酸化炭素の排出削減を図ります。

(8) 食品リサイクルの促進

- 食品関連事業者による食品循環資源の再利用を促進する食品リサイクル法についての周知を図ります。

(9) その他の品目のリサイクルの促進

- その他の品目のリサイクルについての的確な情報の把握に努めます。

2 廃棄物処理体制の整備

(1) ごみの広域処理の促進

- 将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、一般廃棄物の広域的な処理や処理施設の集約化を促進するとともに、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の推進及び地域への新たな価値の創出の観点のもと、地域の特性や必要に応じた一般廃棄物処理施設の計画的・総合的な整備を促進します。
- コスト削減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入して、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進し、施設の長寿命化・延命化を促進します。

(2) 一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底

- 一般廃棄物の焼却施設や資源化施設などによるごみ処理について、適正な処理を推進するため、廃棄物処理法の規定に基づく維持管理が行われるよう必要な助言等を行います。

(3) 廃棄物エネルギーを回収する施設の整備促進

- 廃棄物処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めることで、エネルギー起源のCO₂の排出抑制を図るとともに、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を促進します。
- 地域特性に応じた廃棄物系バイオマス（生ごみ、し尿処理汚泥等）の利活用のための施設整備や地域循環共生圏の取組に関する必要な助言等を行います。

3 適正処理の推進

(1) 不法投棄の防止

- 不法投棄防止に係る市町村の条例制定や先進事例の情報提供など支援に努めます。

(2) 地域環境衛生団体の育成

- 地域において自主的な活動を実施している地域環境衛生団体などの活動を支援します。

(3) 市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言

① ごみ処理事業の効率化の促進

市町村の厳しい財政事情、老朽化した廃棄物処理施設の増加、廃棄物処理に係る担い手不足等が懸念されており、持続可能な適正処理を確保するため、一般廃棄物の広域的な処理や処理施設の集約化・長寿命化・延命化を図るなど、ごみ処理事業の効率化が促進されるよう助言を行います。

② 適切な収集体制の確保

高齢化によりごみ出しが困難となる高齢者世帯が増加すると考えられることから、高齢化に対応した適切なごみ収集体制が確保されるよう助言を行います。

③ ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの推進

ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの推進が図られるよう助言を行います。

(4) 家電の適正処理

- ・小売業者に回収の義務が課せられていない廃家電4品目について、市町村等の回収体制の促進を図り、家電リサイクルの適正な運用に努めます。

4 し尿処理の推進

(1) し尿処理施設による処理の促進

- ・公共下水道の更なる整備を図るとともに、合併処理浄化槽や農業集落排水処理施設等の整備を促進します。
- ・し尿処理施設の設備に関しては、汚泥の堆肥化や、メタン回収設備やリン回収設備等の資源化設備を導入するなど、資源の有効活用を促進します。

(2) 浄化槽によるし尿処理の適正化

- ・浄化槽については、関係団体等との連携を図り、広報誌などを活用した維持管理の普及啓発、法定検査の励行並びに立入調査等を通じた維持管理指導に努めます。
- ・生活排水処理対策を進めるため、今後とも合併処理浄化槽の更なる整備推進を図ります。

5 普及啓発及び情報公開の促進

(1) 県民への普及啓発

- ・「地球環境を守るかごしま県民運動」の展開や環境教育、環境学習を通じて、県民自ら大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、環境に対する負荷の軽減に努める自主的な活動を促進します。

(2) 情報公開の推進

- ・一般廃棄物に関する排出量、処理状況等の情報を、市町村を通じた的確に把握し、その情報を広く県民に公開します。
- ・一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、地域住民の信頼を確保し、理解を得るために、市町村による施設の立地、処理方法、維持管理計画等について積極的な情報公開を促進します。

第2項 産業廃棄物

1 排出抑制，減量化，リサイクルの推進

(1) 排出事業者への指導

① 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の作成指導

年間1,000トン（特別管理産業廃棄物については50トン）以上の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者に対し，産業廃棄物処理計画の作成や実施状況の報告を指導するとともに，情報の公表を行います。

② 環境マネジメントシステム導入の促進

排出事業者における「ISO14001」や「エコアクション21」の認証取得などの環境マネジメントシステムの導入のため，情報提供などに努めます。

(2) リサイクル製品の市場拡大

- ・ 県内で排出される産業廃棄物を原料とし，品質・安全性・配合率等の基準を満たした製品を「かごしま認定リサイクル製品」として認定するとともに，その利用を促進します。

(3) 排出抑制・リサイクル等の取組への支援

- ・ 産学官連携による産業廃棄物のリサイクル技術等の向上や産業廃棄物処理業者の排出抑制やリサイクルに対する取組を支援します。
- ・ 事業所から排出されるプラスチックについては，業種の実態を踏まえた分別・リサイクルを促す環境整備とともに，排出事業者が自ら行う高度リサイクルの環境整備を進めるとされていることから，これらの動向を把握し事業者への情報提供等に努めます。

(4) 公共事業等におけるリサイクルの推進

- ・ 県の公共事業等から発生する産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルに努めるとともに，積極的にリサイクル製品の使用を図ります。
- ・ 市町村等の公共事業や民間工事においても同様の対策が講じられるよう要請します。

(5) 食品リサイクルの推進

- ・ 食品関連事業者による食品循環資源の再利用を促進する食品リサイクル法についての周知を図ります。

(6) 資源循環関連企業の立地促進

- ・ 県内で発生する産業廃棄物のリサイクル等を推進する資源循環関連産業の立地・育成を促進します。

2 産業廃棄物処理施設の整備促進

(1) 県内完結型の産業廃棄物処理の推進

- 県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもと、産業廃棄物処理施設の適正な配置を図ります。
- 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、地域住民の相互理解及び市町村との連携を図りながら、環境保全協定の締結を指導するなど生活環境の保全等に十分配慮します。

(2) 中間処理施設の整備

- 中間処理施設については、産業廃棄物の無害化、減量化、リサイクルを促進するために必要な施設であり、また、産業廃棄物の適正処理等の観点から処理技術の更なる向上が求められていることから、地元市町村長の意見も聴きながら整備を促進します。

(3) 安定型最終処分場の整備

- 安定型最終処分場については、令和元年度末の残余容量は、2,797千立方メートルと一定の容量が確保されていますが、産業廃棄物の発生量や地元市町村長の意見を踏まえながら整備を促進します。

(4) 管理型最終処分場の整備

- 安全性の高いモデル的施設として整備された「エコパークかごしま」の安心・安全を第一とした運営を図ります。

3 適正処理の推進

(1) 排出事業者処理責任の原則の徹底

- 産業廃棄物の処理は、排出事業者にその責任があることから、講習会や研修会等を通じて、「排出事業者処理責任の原則」の普及啓発に努めるとともに、必要な立入を行い、適正処理を促進します。
- 県内で設置が急増している太陽光発電施設を設置する事業者に対し、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第2版）」の普及啓発を行うなど、適正処理を促進します。

(2) 電子マニフェスト制度の普及

- 不法投棄等の防止を図るため、事務処理が効率化され、データの透明性が確保されるという利点がある電子マニフェスト制度の普及を図ります。

(3) 優良な処理業者の育成

- 処理業者に対する講習会、研修会等を通じて、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準の遵守の徹底を指導するとともに、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」を活用しながら、優良な処理業者の育成に努めます。

(4) 監視指導の徹底

- 産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）等によるパトロールなど排出事業者及び処理業者に対する適正処理の監視・指導を徹底します。
- 安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう搬入管理の徹底や定期的な水質検査を実施するよう指導します。
- 焼却施設については、排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう、燃焼管理の適正化、産業廃棄物処理施設の改善や排ガス中のダイオキシン類濃度の定期的測定等を実施するよう指導します。

(5) 不法投棄の撲滅

- 「産廃不法投棄110番」の運用や11月の「不法投棄防止強化月間」の取組、不法投棄監視ネットワークの拡大など、不法投棄等の不適正処理に関する監視体制の充実を図ります。
- 産業廃棄物不法処理防止連絡協議会等において、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら不法投棄等の不適正処理の未然防止に努めます。
- 不法投棄が発生した場合、廃棄物処理法に基づく措置命令等の行政処分を厳格に行います。

(6) 県外産業廃棄物の適正管理

- 県外産業廃棄物の県内への搬入については、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、事前協議を適切に運用します。
- 県内完結型の産業廃棄物処理の観点から、原則として搬入は認めないこととしています。ただし、九州各県の排出事業者からの搬入に限り、これまでの地域的・経済的つながりや産業廃棄物の循環利用を推進する観点から、知事が特に認めたときに搬入を認めています。

4 普及啓発及び情報公開の推進

(1) 県民への普及啓発

- 産業廃棄物は、県民の日常生活に密接な関わりのある事業活動に伴い発生するものであることから、産業廃棄物の処理の現状、産業廃棄物の処理に関する施策等について県民に周知し、理解と協力が得られるよう努めます。
- また、リサイクル製品を積極的に利用し、その消費拡大に協力するなど環境に対する負荷の軽減に努めるよう普及啓発を図ります。

(2) 情報公開の推進

- 産業廃棄物処理施設の信頼性、安全性に対する県民の理解が得られるよう、産業廃棄物処理施設の設置や維持管理に関する情報を県民に対して公開します。

5 その他個別取組項目

(1) 動物のふん尿

① 現状と課題

令和2年度における畜産農家から排出される動物のふん尿（以下「家畜排せつ物」という。）は、約5,878千トンと推計され、これは産業廃棄物の全体排出量の約7割を占めています。

本県においては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、関係者が一体となって取組を推進してきた結果、ほぼ全ての適用対象農家で法に基づく管理基準が遵守される状況となっています。

しかしながら、悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情は依然として発生しており、また一方で、近年の畜産経営の大規模化、地域偏在化の進行等に伴い、生産した堆肥をいかに有効に活用していくかが新たな課題となっています。

このため、引き続き経営規模及び立地条件等に適した家畜排せつ物処理施設等を整備し、家畜排せつ物を適正に管理するとともに、その利用を一層促進して、地域と調和した畜産経営を確立することが求められています。

② 施策の展開

家畜排せつ物の管理及び有効利用に当たっては、県、市町村、畜産農家、耕種農家、農業関係団体その他の関係者が相互に連携を図り、次に掲げる取組を推進して地域環境と調和した畜産経営の実現を図ります。

○ 家畜排せつ物の適正な管理

家畜排せつ物は、畜産農家が自らの責任において、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」はもとより、「廃棄物処理法」、「水質汚濁防止法」、「悪臭防止法」等の環境関連法令を遵守しながら、経営規模及び立地条件等に適した家畜排せつ物処理施設等を整備し、かつ適切に維持管理するとともに、家畜排せつ物を適正に管理します。

○ 家畜排せつ物の有効利用

畜産農家は、生産した堆肥を農地へ適切に還元して自給飼料の生産等に利用するとともに、耕種農家等との連携を強化しながら、家畜排せつ物が貴重な有機質資源として有効に活用されるよう需要に即した堆肥づくりに努めます。

○ 指導体制等

県は、市町村及び関係団体等関係者と一体となった畜産環境保全対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、家畜排せつ物の処理及び利用に関する実用的技術の開発に努めます。

市町村は、地域の畜産経営に起因する環境汚染問題の発生防止を図るとともに、家畜排せつ物の有効利用を積極的に推進します。

(2) 農業用廃プラスチック類

① 現状と課題

令和2年度の農業用廃プラスチック類の排出量は、6千トンと推計されます。

農業用廃プラスチック類については、これまで、地域ぐるみの回収システムの整備など再生処理を基本とした処理体制が確立され、再生処理率は高い割合で推移していますが、今後も適正処理を推進する必要があります。

② 施策の展開

○ 農業用廃プラスチック類の適正処理

資源を有効活用できる再生処理を基本とし、再生利用できない場合は、産業廃棄物処理施設における埋立又は焼却により適正な処理を行います。

○ 「鹿児島県農業用使用済みプラスチック類適正処理要領」に基づく適正処理

「鹿児島県農業用使用済みプラスチック類適正処理要領」に基づき、県及び地域段階に、農業者を含めた関係者で構成する「推進協議会」を設置し、農業者への意識啓発や回収日・回収場所・回収方法の設定、manifestoの管理など地域ぐるみで回収するシステムの確立が図られてきていますが、さらに、同システムの定着により適正処理を推進します。

(3) 建設系産業廃棄物

① 現状と課題

令和2年度の建設系産業廃棄物の排出量は、1,028千トンと推計されます。

建設系産業廃棄物については、一定規模以上の建設工事において特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体や再資源化等が建設リサイクル法で義務付けられ、リサイクルの推進が図られています。

しかしながら、県内の不法投棄のうち建設系産業廃棄物によるものがほとんどを占めています。

② 施策の展開

公共工事から発生する建設系産業廃棄物については、国、県及び市町村等で組織する「建設副産物対策連絡会議」を設置し、建設系産業廃棄物のリサイクルを図ってきています。

○ がれき類

がれき類のうち、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、基礎材、裏込材、路盤材及び舗装用材料として利用するなどリサイクルに努めます。

○ 建設木くず

建設木くずについては、当該工事現場において分別し、再生木材としての利用や、リサイクル施設を活用して、家畜敷料、家屋調湿材、燃料等のリサイクルに努めます。

また、リサイクルできないものについては、縮減（焼却）を行った上で、最終処分することとします。

○ 建設汚泥

建設汚泥については、建設資材としての利用の促進を図るほか、適切な措置を講じた上で、最終処分することとします。

○ 関連団体との連携

建設工事の発注機関、建設業界、処理業界等広く関係者の理解と協力を得ながら連携を図り、建設系産業廃棄物のリサイクルを推進するとともに、適正処理の徹底を推進します。

○ 公共工事等における配慮

公共工事等の発注に当たっては、建設系産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを積極的に推進するとともに、発注する建設系産業廃棄物の処理に当たっては、処理コストを負担するなど適正処理が行われるよう努めます。

○ 建設リサイクルの推進

建設業者、解体業者、発注者等の連携の下、建設リサイクル法の円滑な運用を推進します。

(4) 焼酎粕

① 現状と課題

令和元酒造年度（令和元年7月1日～令和2年6月30日）の焼酎粕の排出量は、198千トンで、このうちプラント等による処理が94千トン（47.4%）を占め、次いで、農地還元が55千トン（27.9%）、飼料が35千トン（17.8%）です。

海洋投入については、ロンドン条約の1996年議定書合意により産業廃棄物の海洋投入を原則禁止することが定められ、国内においては、平成16年5月、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、平成19年4月以降、焼酎粕の海洋投入は環境大臣の許可制となりましたが、処理プラントの整備が進められた結果、海洋投入は平成22酒造年度以降なくなりました。

一方で、プラント等による処理量は、平成7酒造年度の48千トンから、平成25酒造年度に206千トンまで増加しましたが、製成数量の減少等に伴い、令和元酒造年度には94千トンとなっています。

処理プラントは、各地域に整備されており、今後は、処理プラントの適切な維持管理や老朽化に伴う改修等への対応が必要になるものと考えられます。

なお、農地還元については、農地への施肥基準や施用方法等を示した「焼酎廃液（焼酎かす）の農耕地施用のガイドライン」（平成25年2月改訂）に基づき、適正に処理するよう製造業者への周知の徹底を図っています。

② 施策の展開

日本酒造組合中央会による助成制度、中小企業向け融資制度等を活用した処理プラントの維持管理・改修等に係る助言指導を行うとともに、県工業技術センター等の研究機関において、各種処理方法の技術的検証及び技術指導を実施し、適正処理の推進に努めます。

なお、焼酎粕の農地還元については、引き続き「焼酎廃液（焼酎かす）の農耕地施用のガイドライン」の周知により適正施用の推進を図ります。

(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）

① 現状と課題

PCB廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月制定、平成28年改正）に基づき、平成16年から、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の全国5か所の事業所に処理施設を整備し、高濃度PCB廃棄物の処理を実施しています。

本県の高濃度PCB廃棄物は、北九州市に整備された中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所で、平成20年度から処理が開始され、トランス・コンデンサについては平成30年度で処理が終了しました。安定器・汚染物等については令和3年度までに処理を完了することになっています。

低濃度PCB廃棄物は、民間の処理業者で令和8年度までに処理を完了することになっています。

② 施策の展開

○ 保管状況の把握及び適正な保管の指導

事業者における保管状況に係る届出を提出させ、PCB廃棄物が処理されるまでの間、適切に保管するよう指導します。

○ PCB廃棄物処理計画に基づく適正処理

「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（令和2年3月改定）に基づき、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進します。

高濃度PCB廃棄物は処理費が高額となることから、中小企業者の負担軽減のため、国と都道府県により設置したPCB廃棄物処理基金による助成制度の周知を行います。

○ 計画的処理完了期限後に発見された高濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物が計画的処理完了期限後に新たに発見された場合、実質的に処理が不可能であるため、保管事業者において適切に保管されるよう指導を行うとともに、当該廃棄物の処理方針について国の動向の把握に努めます。

(6) その他の特別管理産業廃棄物

① 現状と課題

- 令和2年度の特別管理産業廃棄物の排出量は25千トンと推計されます。
- 特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物のうち、腐食性の強い廃酸・廃アルカリや廃揮発油類など爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものであることから、その取扱いに注意して適正に処理する必要があります。

② 施策の展開

○ 特別管理産業廃棄物の排出抑制及び適正処理

- 特別管理産業廃棄物の排出事業者に対し、その製造工程における有害物質の使用量、回収量、排出量等を常に管理し、排出量を極力抑制するよう指導します。
- 排出事業所内に設置された「特別管理産業廃棄物管理責任者」による、分別、保管等施設内管理の徹底、保管場所の表示等を行うよう指導します。
- 特別管理産業廃棄物の処理については、適正処理を指導します。

○ 特別管理産業廃棄物の情報把握

- 特別管理産業廃棄物の管理、処理手順等を周知徹底するとともに、特別管理産業廃棄物に対する監視指導を計画的に行い、排出、処理状況の把握に努めます。

○ 感染性産業廃棄物

- 令和2年度の感染性産業廃棄物の排出量は、17千トンと推計され、全てが廃棄物処理業者に委託して処理されています。
- 感染性産業廃棄物は、その取扱いによっては二次感染によるウィルス性疾患等の感染症を生じる恐れがあり、公衆衛生の保持や病原性微生物の拡散防止の観点からも安全性に考慮する必要があります。

○ 感染性産業廃棄物の適正処理の推進

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成30年3月環境省)に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置と管理体制の充実、分別、保管などの施設内管理の徹底、感染性産業廃棄物の処理状況把握及び記録の作成・保存など感染性産業廃棄物の適正処理を推進します。

○ 各地域振興局及び支庁等による適正処理の指導

感染性廃棄物処理マニュアルに基づく適正処理を一層推進するため、地域振興局及び支庁等が病院及び診療所に対して実施する立入検査において、適正処理の指導を行います。

○ 廃水銀等

- 廃棄物から回収された廃水銀は、これまでは主に海外への輸出により、有価物として再利用されてきましたが、平成25年10月に採択された「水銀に関する水俣条約」の発効（平成29年8月16日）に伴い、研究用途などの場合を除き、輸出が禁止され、有価物としての取扱いができなくなりました。
- 国は、特定施設において生じた廃水銀等を特別管理産業廃棄物に指定し、処理基準を設定するなど規則等の整備を行いました。
- 県としては、規則や「水銀廃棄物ガイドライン（第2版）」（平成31年3月環境省）に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置と管理体制の確立、分別、保管などの施設の管理の徹底、廃水銀等の処理状況の把握及び記録の作成保存など、廃水銀等の適正処理を推進します。

○ 有害物質を含む産業廃棄物

- 有害物質を含む産業廃棄物については、P R T R法⁵に基づき自主的管理のさらなる徹底と処理過程の管理を指導します。

○ アスベスト廃棄物

- アスベストの使用実態の把握に努めるとともに、建築物の解体等により発生したアスベスト廃棄物は「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（平成23年3月環境省）により適正処理を指導します。

5 化学物質把握管理促進法（P R T R法）：正式名は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」。法の中にはP R T R制度とM S D S制度の2つの制度の規定があり、P R T R制度では業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に合致する事業者は、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられています。

第3項 災害廃棄物等の処理対策

災害廃棄物については、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止等の観点から、可能な限り分別、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減させるなど適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することが求められます。

このため、平時から、事前の備えを確実に進め、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する施策や必要な処理施設の整備等を行うことが必要です。

また、大規模災害（災害対策基本法に基づき政令指定される非常災害）に際しては、県域を越える地域ブロック内における処理など、広域的な災害廃棄物の処理も想定されることから、国、県、市町村及び事業者等との連携体制の構築も必要です。

さらに、廃棄物処理は、県民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであることから、新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても、業務を継続することが求められます。

このようなことから、以下の取組により、災害廃棄物等の処理対策を推進します。

(1) 災害廃棄物処理体制の確立

- 通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定し、被災市町村が他市町村や関係機関等からの応援を迅速かつ円滑に受けられるよう、平時から、事前の備えについて、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制及び処理施設の整備、さらには県域を越えた広域的な対応のための円滑な連携といった観点から、国、他県及び業界団体等との広域連携体制の確立を進めます。
- 既に業界団体と締結している応援協定については、その実効性が確保されるよう、日頃から密な連絡調整に努めます。

(2) 災害廃棄物処理計画の策定

- 平成30年3月に策定した「鹿児島県災害廃棄物処理計画」について、必要に応じ、廃棄物を巡る状況を踏まえた適切な見直しを行います。
- 市町村が策定する災害廃棄物処理計画について、「鹿児島県災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、その策定に対し助言するなど必要な支援を行います。

(3) 災害廃棄物処理施設の確保

- 非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう、県内及び地域ブロック内における廃棄物処理施設の処理余力の把握を行い、施設情報について共有を図るとともに、市町村が行う災害廃棄物の仮置場の確保等が促進されるよう努めます。

- 大規模災害時に、市町村の処理施設での対応ができない場合には、民間の処理施設を活用するよう支援します。

(4) 新型インフルエンザ等の感染症拡大時における処理体制の確保

- 感染症拡大下においても廃棄物処理が継続されるよう、平時から、市町村における感染症を想定したBCP（事業継続計画）作成の促進を図ります。
- また、感染症拡大時に市町村において廃棄物処理業務の継続が困難となった場合に、他市町村や関係機関等からの応援を受けられるよう連携体制の整備を促進します。

第4項 離島地域のリサイクルの促進

離島地域においては、廃棄物を島外へ搬出する際に本土までの運搬経費がかかるなどの問題があることから、地域内におけるリサイクル等を促進するとともに、地域内で処理できない廃棄物については、運搬費用の低減を図るなど、効率的な輸送システムの構築を促進する必要があります。

(1) 家電リサイクル

海上輸送費等について、(一財)家電製品協会が実施する「離島対策事業協力制度」により一定の負担軽減が図られていますが、国等に対し、この制度の継続や、離島地域内への指定引取場所の設置を要望するなど、離島地域における適正な家電リサイクルを促進します。

(2) 自動車リサイクル

海上輸送費について、(公財)自動車リサイクル促進センターが実施する「離島対策支援事業」により一定の負担軽減が図られていますが、搬出形態の違い等により海上輸送費にばらつきがあるため、なお住民負担に格差が生じていることから、出えん率の引上げ等を要望するなど、離島地域における適正な自動車リサイクルを促進します。

(3) 容器包装リサイクル

離島地域における容器包装リサイクルの分別収集品目数は、令和元年度実績において、法で定める10品目のうち、7.4品目と、県全体の8.6品目と比較し少ないことから、分別収集が進んでいない状況が伺えます。今後は、市町村の「分別収集計画」の策定に当たって、分別品目を増やすなど、市町村の取組を支援し、離島地域の分別収集を促進します。

(4) 小型家電リサイクル

離島地域では、輸送費がかかるなど、コスト面での負担が大きいため、小型家電のリサイクルシステムの構築に踏み切れない自治体があります。このため、自動車リサイクルや家電リサイクルと同様に、小型家電についても、財政支援を国等に要望するなど、離島地域における適正な小型家電リサイクルを促進します。

第5項 漂着ごみ対策

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法,平成21年7月施行)に基づき策定した「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」に沿って、市町村と連携しながら、各種の海岸漂着物等対策を行っています。

しかしながら、国内や周辺国からのごみの漂着は続いているため、今後も、引き続き、海岸漂着物等の円滑な処理や海岸漂着物等の発生の効果的な抑制等を図る必要があります。

(1) 地域計画

地域計画では、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容や関係者の役割分担及び相互協力に関する事項などを定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することとしています。

同計画については、海岸や地域の状況の変化など、必要に応じ、見直しを行います。

(2) 海岸漂着物等の円滑な処理

環境省の補助事業である海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、地域の実情に応じ、海岸管理者等と市町村が連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の円滑な処理を図ります。

また、海岸漂着物等の処理に関しては、民間団体や地域住民との協力も必要なことから、併せて、連携を図っていきます。

(3) 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制

海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等は、山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着します。

このため、海岸漂着物等の円滑な処理を図るためには、海岸漂着物等の発生を効果的に抑制することが必要です。

- 学識経験者、民間団体、市町村等で構成される鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会において、海岸漂着物等の実態把握と効果的な発生抑制について協議し、民間団体や市町村と連携して、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ります。
- 海洋ごみに関するリーフレットの作成・配布により、ごみ削減、散乱防止、不法投棄防止、海岸等清掃について、普及啓発を図ります。
- 国が実施する海岸漂着物の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する調査研究に協力し、漂着ごみ組成調査を行います。

第6項 地域循環共生圏の構築

国の第五次環境基本計画（平成30年4月）において、地域資源の持続的な利用を行うことで環境保全を図りながら地域の経済循環を促す、SDGsを地域で実践するための新しい概念である「地域循環共生圏」が提唱されました。

地域循環共生圏は地域の活力が最大限に発揮されることを目指すもので、例えば、リユース、リサイクル、エネルギー利用などを通じた廃棄物系バイオマスの地域における資源循環を通じて、最終処分量の減少といった環境面の効果だけでなく、資源循環産業の育成など経済面での効果や社会の課題解決を図ることが可能とされています。

国は、廃棄物処理施設を地域社会インフラの核として捉え、地域のエネルギーセンターとして、廃棄物エネルギーを高効率に回収し、電気や熱を活用して地域産業の振興に役立てることや、災害時の防災拠点として活用すること、あるいは環境教育・環境学習の場として提供することによって、地域の課題解決や地域活性化に貢献する施設整備を目指しています。

このため、地域の特性を踏まえ、廃棄物処理を通じた課題解決、新たな価値の創出に向けて、地域循環共生圏の形成に関する先進的な取組など必要な情報を市町村へ提供するなど、地域循環共生圏構築のための取組を推進し、地域活性化につなげていきます。

(出典：環境省)



第7項 プラスチックごみ削減の推進

国においては、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則を踏まえるとともに、海洋プラスチックごみ問題に対応するため、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定して、レジ袋有料化の義務化や、ワンウェイのプラスチック製容器・製品について回避可能なプラスチックの使用の削減などに取り組むこととしたほか、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、プラスチックごみの回収・適正処理の徹底や陸域・海洋での回収、海洋流出しても影響の少ない素材の開発や転換の促進に取り組むこととしています。また、令和2年9月に決定した「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性」において、「3R + Renewable」の基本原則に沿った施策の方向性等を示したところで

県においては、国の方針等を踏まえ、プラスチックごみ削減を推進するため、必要な各種施策を展開していきます。

1 家庭からのプラスチックごみ削減

(1) 関係機関と連携したプラスチックごみの排出抑制等の普及促進

鹿児島県ごみ減量化・リサイクル推進協議会や地球環境を守るかごしま県民運動推進会議等と連携しながら、プラスチックごみの排出抑制やバイオプラスチックなど代替素材の積極的な利用が促進されるよう、先進的な取組の紹介や研修など普及啓発に努めます。

(2) マイバッグキャンペーンの推進

県民、事業者、行政が一体となって、マイバッグ（買物袋）を活用し、レジ袋の削減等に取り組む「鹿児島県マイバッグキャンペーン」を通じて、ごみの減量化の推進を図るとともに、広く県民の意識啓発を図ります。

(3) リサイクル製品等の積極的活用及び普及啓発

一般廃棄物のリサイクルを促進するとともに、リサイクル製品やバイオプラスチックなどの積極的な活用に努め、市町村と連携し、県民、事業者への普及啓発を行います。

(4) 家庭からのプラスチックごみの回収・リサイクル

国において、プラスチックごみ（使用済プラスチック資源）の効果的・効率的で持続可能な回収・再生利用を図るため、容器包装と製品ごみの一括回収の方向性が示されていることから、その動向を把握し市町村への情報提供等に努めます。

(5) 容器包装リサイクルの促進

プラスチック容器包装のリサイクルを促進するため、市町村は分別収集計画に基づくごみの分別収集や分別収集品目の拡充に努め、県は、市町村に対し助言や情報提供を行うとともに、リサイクル関連施設の整備を促進します。

2 事業者からのプラスチックごみ（廃プラスチック類）削減

(1) 排出抑制・リサイクル等の取組への支援

- ・産学官連携による産業廃棄物（廃プラスチック類）のリサイクル技術等の向上や産業廃棄物処理業者の排出抑制やリサイクルに対する取組を支援します。
- ・事業所から排出されるプラスチックについては、業種の実態を踏まえた分別・リサイクルを促す環境整備とともに、排出事業者が自ら行う高度リサイクルの環境整備を進めるとされていることから、これらの動向を把握し事業者への情報提供等に努めます。

(2) 農業用廃プラスチック類の適正処理

- ・資源を有効活用できる再生処理を基本とし、再生利用できない場合は、産業廃棄物処理施設における埋立又は焼却により適正な処理を行います。

3 海洋プラスチックごみ対策

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理

地域の実情に応じ、海岸管理者等と市町村が連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の円滑な処理を図り、海岸漂着物等の処理に関しては、民間団体や地域住民との協力も必要なことから、併せて、連携を図っていきます。

(2) 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制

鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会において、海岸漂着物等の実態把握と効果的な発生抑制について協議し、民間団体や市町村と連携して、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図り、また、海洋ごみに関するリーフレットの作成・配布により、ごみ削減、散乱防止、不法投棄防止、海岸等清掃について、普及啓発を図ります。

第2節 関係者の役割

県は、第1節の施策を展開することとしますが、各主体においても次の役割を担うものとします。

第1項 県民の役割

県民は、日常生活の中で一般廃棄物を排出しており、また、産業廃棄物も、県民の日常生活に密接な関わりがある事業活動に伴い必然的に発生するものであることから、これらの適正処理について、県民全体の課題としてそれぞれの立場から取り組むこととします。

1 廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル

- 製品の購入時においては、簡易包装のもの、繰り返し利用できるもの、耐久性に優れたもの、リサイクル製品等を選び、廃棄物の排出抑制に配慮します。
- 購入した製品については、修理して使うなど長期間の使用を心がけ、廃棄物の排出抑制に配慮します。
- 家庭ごみの排出に当たっては、食品の食べ切り・使い切り、生ごみの水切りや食品の賞味期限に対する正しい理解による食品ロスの削減などに努め、排出抑制に配慮します。
- 市町村の行う補助制度等を利用し、家庭での生ごみの堆肥化を促進します。
- 「マイバッグキャンペーン」等への積極的な参加を通じて、プラスチックごみの削減に配慮します。

2 分別収集によるリサイクルの推進

- 市町村の行う分別収集のルールを遵守し、廃棄物のリサイクルを推進します。

3 事業者が行う取組への協力

- 廃家電製品の引渡し、粗大ごみの引取りや建築物等の解体工事において適正な料金を支払う等、事業者が法律に基づいて行う取組に協力します。

4 廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物の処理の現状や、処理に関する施策等について十分に理解し、協力します。
- 廃棄物の不法投棄等の不適正処理を発見した場合には、県、市町村に連絡・通報を行うよう努めます。

第2項 排出事業者の役割

排出事業者は、その事業活動に伴って多量の産業廃棄物や事業系一般廃棄物を排出していることから、廃棄物の処理に関し排出事業者処理責任を十分認識し、廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに努めるとともに、廃棄物の適正処理を推進します。

1 廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進

- 原料調達から製品の製造、加工、販売、消費、廃棄に至るまでの各段階ごとに環境に与える影響を分析・評価し、容器包装の簡素化や、繰り返し使用できる製品、耐久性に優れた製品、リサイクルしやすい製品等環境に配慮した製品の開発・利用や修理体制の整備等、環境への負荷を少なくする取組に努めます。
- 製品の販売後は、修理体制の整備など製品の長寿命化による廃棄物の排出抑制に努めます。
- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法等を遵守し、リサイクルを推進します。
- 多量の産業廃棄物を排出する事業者は、排出抑制、減量化、リサイクル等に関する産業廃棄物処理計画を作成し、その達成に努めます。

2 排出事業者処理責任の原則

- 事業活動によって生じた産業廃棄物は「排出事業者処理責任の原則」に基づき、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準に従って適正に処理するとともに、排出された産業廃棄物の再利用に努めます。

3 廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物保管基準、廃棄物処理基準を遵守します。
- 従業員を講習会、研修会等に積極的に参加させることにより、知識の習得と資質の向上に努めます。
- 処理業者に委託する場合は、適正な処理費用の負担を行い、委託基準を遵守します。
- 産業廃棄物処理の委託に当たっては、マニフェストを使用し、最終処分までの過程を確実に把握するとともに、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」を活用するほか、電子マニフェストの導入に努めます。
- 産業廃棄物の処理技術に関する研究開発に努め、最新の処理技術の導入を図ります。
- 焼却施設については、排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう、維持・管理の適正化に努めるなど適正処理を行います。

4 廃棄物処理施設の整備推進

- 廃棄物処理施設の設置に当たっては、施設の安全性を確保するとともに、市町村等との環境保全協定等の締結に努めるなど地域住民の理解が得られるよう努めます。
- 環境面に配慮しながら、高度な処理技術の導入等により、信頼性・安全性の高い廃棄物処理施設の整備に努めます。
- 県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、無害化、減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の安定的・計画的な整備に努めます。

5 普及啓発及び廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

- 廃棄物処理施設の開放や、住民による見学等が行えるように、処理した廃棄物の種類・量や維持管理データ、水質検査結果等の公開に努めます。

第3項 処理業者の役割

処理業者は、県民から信頼される廃棄物の処理体制を確保する責任があることを十分に認識し、排出事業者や市町村から委託を受けた廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に努めることとします。

1 産業廃棄物の減量化，リサイクルの推進

- 中間処理施設の適正管理や処理技術の向上により、産業廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図ります。

2 廃棄物の適正処理の推進

- 受託した廃棄物を法令等に従い適正に処理するとともに、委託契約事項を確実に履行します。
- 従業員を講習会、研修会等へ積極的に参加させることにより、知識の習得と資質の向上に努めます。
- 優良産業廃棄物処理業者の認定を目指すとともに、電子マニフェストが使用できる体制の整備に努めます。
- 廃棄物の処理技術に関する研究開発に努め、最新の処理技術の導入を図ります。
- 最終処分場については、許可された産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう搬入管理を徹底するなど適正処理を行います。
- 焼却施設については、排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう、焼却管理の適正化に努めるなど適正処理を行います。
- 廃棄物の適正処理に当たっては、処理従事者の安全確保に努めます。

3 産業廃棄物処理施設の整備推進

- 県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、無害化、減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の安定的・計画的な整備に努めます。
- 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、施設の安全性を確保するとともに、市町村等との環境保全協定等の締結に努めるなど地域住民の理解が得られるよう努めます。
- 高度な処理技術の導入により、信頼性・安全性の高い産業廃棄物処理施設の整備に努めます。

4 廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進

- 住民による見学等が行えるように、廃棄物処理施設の開放に努めるとともに、処理した廃棄物の種類・量や維持管理データ、水質検査結果等の公開に努めます。

第4項 市町村の役割

市町村は、一般廃棄物の処理主体として、それぞれの地域特性に応じた循環型社会の形成を推進するため、地域住民、事業者等と連携し、一般廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組に必要な措置を講ずるよう努めます。また、産業廃棄物は住民の生活や地域の産業と密接に関わり、その適正処理は、地域住民の生活環境の保全と地域の産業の健全な発展を図るため極めて重要であることから、県の施策等への必要な協力に努めることとします。

1 廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進

- 家庭ごみや事業系一般廃棄物の排出抑制の取組を推進します。特に、消費者における食品の食べきり・使い切り、生ごみの水切り、食品の賞味期限に対する正しい理解、また、食品関連業者における容量の適正化、食べ切りメニューの開発、フードバンクの活用など、食品リサイクル法に基づき設定された発生抑制の目標値の達成に向けた取組を推進し、排出抑制を図ります。
- 分別収集の実施など一般廃棄物のリサイクルを推進します。
- 県が行う産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル、適正処理及び処理施設整備に関する各種施策との連携を図り、その円滑な推進に協力します。
- 公共事業から発生する産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに努めるとともに、積極的にリサイクル製品の使用を図ります。
- ごみ処理の有料化について検討します。

2 廃棄物の適正処理

- 焼却施設については、排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう燃焼管理の適正化に努め、必要に応じて施設の改善を行うとともに、ダイオキシン類濃度等の定期的測定を行います。
- 不法投棄等の不適正処理を防止するため、県との連携を図りながら日常的な監視活動を行うなど不法投棄防止対策を講じます。

3 散乱ごみの防止

- 空き缶等のごみの散乱を防止するため、各種キャンペーン等を実施し、美観の保持を図ります。

4 廃棄物処理施設の整備推進

- 関係市町村と協力しながら、一般廃棄物の広域的処理施設の整備に努めます。

- 焼却施設の整備に当たっては、地球温暖化防止の観点から熱回収が可能な施設の整備等に努めます。
- 事業者等の産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、産業廃棄物の適正処理に関する遵守事項を盛り込んだ環境保全協定等の締結に積極的に取り組むとともに、県と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設の設置に関する排出事業者又は処理業者と住民との意見調整を行います。

5 廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進

- 廃棄物の処理の状況、廃棄物の処理に関する施策等について、県と連携を図りながら地域住民に周知し、理解と協力が得られるよう努めます。

6 鹿児島市の役割

- 鹿児島市については、他の市町村と同様の役割を分担するほか、産業廃棄物については廃棄物処理法に基づく権限を市長が有していることから、県との緊密な連携を図りながら、鹿児島市内における産業廃棄物の適正処理を推進します。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

第1項 県の推進体制の整備

- 市町村や民間団体等で組織するごみ減量化・リサイクル推進協議会及び庁内関係部で組織する産業廃棄物適正処理推進委員会において、排出抑制、減量化、リサイクル及び適正処理の方策等を検討します。
- 産業廃棄物については、排出事業者や処理業者に対して廃棄物の適正処理に関する指導を行うとともに、県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会において、警察、海上保安庁等関係機関・団体との密接な連携を図るほか、九州地方環境事務所とも連携し、不法投棄等の不適正処理を防止するための監視体制の充実強化に努めます。

第2項 市町村との連携強化

- 一般廃棄物や災害廃棄物については、排出抑制、減量化、リサイクルや適正処理に向けた取組について助言や情報提供を行うなど市町村との連携を強化します。
- 産業廃棄物は、住民の生活や地域の産業と密接に関わっており、その適正処理は市町村にとっても重要な課題であることから、市町村と連携強化を図りながら、産業廃棄物処理対策を推進します。

第3項 関係団体との連携強化

- 農林水産団体や建設団体など排出事業者関係団体との連携強化を図り、廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル、適正処理に関して排出事業者の責任が果たされるよう指導します。
- 一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会との連携強化を図り、優良な産業廃棄物処理業者の育成や不法投棄に対する監視体制の強化、非常災害時等における廃棄物処理体制の整備に努めます。
- 地域環境衛生団体等との連携強化を図り、一般廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを推進します。
- 公益財団法人鹿児島県環境保全協会との連携強化を図り、合併処理浄化槽の適正な整備、維持管理を促進します。
- 不法投棄の情報提供について、関係団体との協定を締結します。

第2節 計画の進捗状況の点検

この計画を確実に実行していくために、計画に掲げる施策の進捗状況を適宜点検することとします。

また、計画期間中であっても、社会情勢、経済活動の動向、処理技術の進歩等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。



鹿児島県廃棄物処理計画

発行 令和3年3月

鹿児島県 環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

Tel : 099-286-2594



この冊子は再生紙を使用しています。